政談

坤

法制
番號 二
記号 一
冊數 二
滋賀縣中學校

入日
月
日
311.15
526
Vol 2

彦根公立中學校印章

人の扱

一 御作り物旅は仕候は第一第二の上に記しく多く足と見得くは役人にて足よりうく役儀の言流に仕成す足信の根本にて而眼役儀の言流本よ跡の至るを見るまでまもとれと記之

一 古今官位爵流としてまま皆としふは今の役儀にて位といふは今の位序にて爵といふは官位の中に於て親授あまた格式ありて足として掛かりなかれとの文位にて今の官位も古公家の代より役儀と官位とは位序と位と上下とて皆當時にあらず當時は武家の役と序との中に別に文位とあるすなまはち今の文位は古への爵にあたりて流は古も今もおうかし知るに當時は役一序に定めて役と序しとなりきの文にあれ役とをえ次序にてをと役とある且は序さなりけ位之位列あまた古よも文と位ともよれある役と定むれ官ることく位卑くしてある或は文卑く位高きもありてあるからす一流あるふくにある役當時のことく役と序とを離されぬ物に掛り當時は役と割ゆまじ序に一文に位を任しとく記するありて役後はとく人の件に高くきまりて不停よりて役よ中よりある時は役儀の前に至

ちよすうく是と申人と有りし候て位ならうくなるをもとハ役ハ乃く亡て乃るの
役ありなきしハ三尊ゐなりくさるの役ありしハきく人(迷惑)あるえゑ二候ハ元ハ古し
ものならしハ給ひてもさけてもよろしとそ云ことへのならなるいきにかりかさのならく
あに極官まてもくくしめにてもなきき席まとはひさけさうる論しゆきすら害もとき
勿きしハ席の役とつくて極官時ハ大将ゑ人ならさるまさる四位ハ席よみ高くさ得位
の席と云すならる役と席とと別るよりさ流ありしも上席まるとる上のまさる礼
混乱して帰そしかるへし是ハ役人と云ふ候役らとさゐ小ハ送りたる事あるよし是なり位よ
番号とあるゆく継役の元祖人とかの役よ好るまハ階さゑすよし是によりて
一役よ又其仕事く役目と申すめ文もの候所之役仕事の中仕形かし是上下へ様を
て下なるもよいことあるいさ〳〵思ひき礼人と作り行ありさし所まり盗賊まり様と
そ乃人役儀と役勤めてかの役よハ是階を思しとか作りて有さハ中すも役ゑ元なく
大目付まよ役目とさゆくかの人と役よまよりる時奉人へ申すてま勤大目付まよ役
勤さそ下さ人のゆき人ならんとき也を人と云え役よ返してま役へ位ゆむとまあきしハ申

あらくし是ハ前かの役専さもかやしはすまて有しハ位人少々乃一席よ三ヶ乃の勤めす
し書に古よ勤め階とて十すへき敷さるへか十二ゐると十二階ゟ勤めさると三位よ至かりけれ
るとき今義様の文段と云へゆゑよ勤め一ゐるハ古三位の役よ列するとさやすまく三位よ
有るよハなるは十二階若よ庶人の将ゑ事也かしハ官位といふのゑてたの位を人の勤
印ょりて四品と称る也けさ十二段の階位さあしてさ庶人の上よりおくく官人の上
のすゑて公さ礼ハくよしるとゑ官上よ是と用ゐて其上に高上よ入人前めく又るきしハ
へ是と云ふ元且て是あて其礼の様役て三て四時のことく役儀と階を段
上て一段一席まもるのとそめて地席と八勤階の段まて三ハ階級よあるるほと
いくつも極官位くハ人と役儀よまる人の番号役よ位ふ段よ位よかん又諸役よかみ
をけ返さく〳〵人の召称とよるすかふ把え数十二階の大様等ね勲一ゐる中将勤二ゐる
大将勤三ゐる侍従勤四位勤ゐると諸大夫勤ゐると布衣の役人勲七ゐると大概
為四て是三勤八ゐるか土ゐるとい高家の階級かなるへしえか官位と相階といふか
位しい勤め一ゐるまと席まて宰相よりてゐる人と宰相ハ様めへし勲三ゐると席まて

中将ニ任する人ハ中将と可称也（しかれとも此外なし）又大老職ハ老中様ハ重き職
なるゆへ大老職なと役の名ハ中将なとにて相済候事なる時ハ大名の事なとにもなき宿役の名ハ
侍従なとも惣三ケ国なと侍にも及ふ時ハ大名の事を有之候にも事ありて位の人とや申候なり
成程にても眼もて是又一つの位也）又ハ大名公家にも侍従の四位五位又ハ宮方にも法印法眼
法橋ハ出家又ハ医者同前の位ハある事なり法印法眼なとも是仕事も是又四位にも成
程なとか法ニ相当たるゆへ（四位ニ准したる也）殿上人と云ハ四位五位の中にて昇殿を許さるゝを
四位以下是を殿上人と云なり（殿上の人ハ位と其官職とを兼たるなり）又殿上にしてまた殿
いかなる人の人と申す事なり（摂家）又其外の諸大名も三位の方なとハ位
上ヲ人倫を位記とする者ハ四位にて殿上を許さるゝハ公卿と云

く九行ハ人（ハ仕回をとふ也大切なりとて其上宮家の
諸侯三（しなく御姓名の官位なり堂上方を公卿とて上の四品ハ大臣もいへ
聞き所なる故なりし是又則堂上ぬ也是又親王（三位の時三家の宿方と三位の公卿
あさ位なり三位公卿になる三家の宿方と位階は同じ事なりとて是ニ准したる也て
是ハ五山の長老をさしていふ又ハ座主なとの事なり（諸院也）三家の
身なり親王（出家の宮）又堂上方（ハ諸公卿ハ御家也）公家方の王家をの方ハ（三家の中）
公家と親王と可称と侍も仕るとくゆへハ上位とまて親王の時にも位と
然るに日本（其ときさけたり又ハ王なり）是親王の親王の品の名也）又宮と親王
可称とある時ハ三家の宿方ハ宮室親王の様ニ而して室親王ハ一位の公卿の上ニ居る
右ハ方と三位の公家と不同ともなるへき又ハ方とさけたる公家と（法） 法親王
とせハ其身の三位の人と三位の公卿よりもかれハ身はなれハ尤も是又日本の法にて
親王と法親王と可称事ハ出家の法親王ハ出家（宮室）の公家の法親王（法宮）ハ親
王ハ品の様もなく僧位に品を与へて此事にて親王の位なれと一品二品の位の事

稽古のためには是又(法にかなふ事也)当時上方の座位にて多く用ゆる三位と三位と門跡とを
ろ[illegible]は御参上と神妻と門跡とえらみ[illegible]は[illegible]にかなふ[illegible]と[illegible]
高き[illegible]也)　[illegible]の代より[illegible]と[illegible]三[illegible]の[illegible]
たるとも三位とらて[illegible]御参の[illegible]中にも[illegible]
[illegible]也)[illegible]く[illegible]と[illegible]
三位の相位にては御[明]法あて[illegible]と[illegible]一位と門跡にあらるる御参(今[illegible]
[illegible]作[illegible]調[illegible]よかる(こと[illegible]也)[illegible]
何[illegible]と[illegible]国に[illegible]也)

一 かつてはけ[illegible]の事古三代[illegible]の代[illegible]是と
[illegible]の[illegible]也)[illegible]の
[illegible]門[illegible]二人(あるは三四人)にて門跡[illegible]
[illegible]と[illegible]一[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]にて一人[illegible]或は[illegible]

[illegible]のあ(だく)よ[illegible]にて月[illegible]と[illegible]十二人[illegible]月[illegible]と[illegible]是又(今
[illegible]にて[illegible]と[illegible]
て[illegible]と[illegible]一人[illegible]月[illegible]
[illegible]の[illegible]にあらず是[illegible]の[illegible]是[illegible]
[illegible]と三[illegible]何[illegible]と[illegible]て
或は[illegible]或は[illegible]と
て二[illegible]一人[illegible]
[illegible]二人(或は[illegible]一[illegible]
[illegible]一[illegible]二人[illegible]三人[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]是古の[illegible]と[illegible]

うく並の様なる分ことは成なし此大坂方之町並より御と並もなくほとかとも分と
不案内小板く成揃ともなり意之る様なりハ文字不案内と候ふ儀役所ニ而御
叙よりて御にわきハ参る人ハ不案内と者中へ様く御へ様と文様なりてとしらる
意之の老中よりハ若老中御の様なるこそ後来の通り後さる人なく留る人なとして
並の様なる分くてとりるる後若老中へ文の後来の文話ともる御かる后ハ老中
若老中る様きり様ハ大分なりて不案内と存仕く自の手へ候るなき若公儀の御事
なと引さとる公儀にかし候なとかやうのるよにてさ候ての後来のよう者
まと教る後は大高ハ御為にかの後よくきらる为分文もみ人へめてく
こさき若是写のハ後ハ出る様の元若なとく御なりなる方もハ年人へよく御なかくし
何さ文の後来の事とくきる文分ままるとも後りて候まてハ文ある後ふる
御なとらりまる別文を分るなとも為せてよかる年しかく何の後て後後傍の後面
ほとらるの後登付ハ決りその后なるつきし
ふ大ら事文へ行なるまかにハ此段ハ此御よの用の留しつなるてかれ下よ為よ様
御文をも高可被仰よ是の御名出来

の後高後し御と節の後りきハ御なるなと節後る字よ何きとよにハ利くみかて後よ右
仕なるよし他ぶら後来とられ仕合に花寛並き之ハ御ハ仰後も大坂さ御のなとハ
御目ありよ大文の後段の事とてきまらなかり様に御段御と存て利ヰよ
なりしくも多のしきと（き様なりしさ上御御用方ハ元来此後と為しりるよ自後し
ハ者中言之のハ他後よ判付る計（める人）大坂ハ以同なるの後こしあきなる儀此後と
智うく仕由御とく何きの後も可附候て人かかとる御一種なると知るとも如くと御
と後是る言之うき一切の役事よ者も後この事と人かの後とハ何こ御り
まるき之一切の後に話御並さるるとのく人へと差利よ後ハ昌見多の事とらてあるく
後くよ後き様て停なるいつ人へよもなり之ら為なる

一 何きるの後こも高後をし是と言之　大坂ハ之何之指とする之くく様の元之き
まき之高後を話るけとして無限ハまるのりきなる之　御附ハ之後よ家へ御伝
まてるき御可く主人（向さ）しも御き此さ為にくきてるとなるまくいる様よら後
こまえせれ事為のかしとくこれとれ我後の後我為とさ之ハ分するとさしてなるさてかてく

穢くハつきなましたけんとまうすは勘定奉行是にまうく訴訟あらは是又一躰し
て何事も上へハ少く隠して申しと又新法よりは害のあることありては難義と見へ又公儀へ
もうるすらは是両様の事に勘弁して両様を附は新法を下しても快気にて公儀の大損おゐ
ることは何にても仰なる分を役儀預事あるへしてと上両様をかき付差上候也又
すなはちとも其事して又是しはゆゑまうすへき事すれ共のまうかして差上のヿ申し立として壹
旅ゟすし両役人詮議をして度候の事にまうすへきは両様かきそへ
一御老中ハ大名の支配若老中ハ旗本の支配なりしハ大名ハ役任には外事と役旗本の
諸職其外支配の事は何にても若年寄の事なり其外月番にて支配して相末かと
の事を二ツにましして月番に役き一月切より先規より預りて勤るかり
え有たる用礼の事ハ後世にて二段とかけたる者のみ老中若
年寄ハ人の事を申付ることハ旗本役は上方へのつ役人の事ハ外事と
かうとてし是仕は老中へ伺たる事は公儀へ老中事とて申しちは役の事を
ところの面社寺ハ寺社奉行町方の事ハ町奉行其外の事ハ地方

寺社遠国ハ仰し三奉行何をもして公事訴訟ある時は月番をたのみして相半
まうして又町奉行ハ旗下と三ツにわけて仕切てあり町方の訴訟
と立てし訴訟を請させて他事を治めと並として訴訟と事を申して寺社
そも公事ハ公儀裁判其刑罰の事ハ公儀にまかりて刑罰ハ是
奉しる社町方ひろ事を公儀の刑罰ハ是にまうして寺社ハ
人を刑罰吟味の時ハ町奉行へ伺すり是非町人の事
は外他よりは御事の事又一事ありし両奉行ハ他のよりも
まことに役の中より其事ハ古ハ其事の定ハ是又一事ありし其
是又一事ありし古ハ三奉行の役人まて是と定めし一切の職
両奉行職人ハ町奉行のかまつけ是と定る役人まて是と定る
其を役人ハ公儀の沙汰し両奉行の上の事ハ
国にして奉行中是ハ事とて候旗本の事の是又一事ありし
以老中より老中の内とおて如何にて下にて公の役人ありし是公儀の一命也

礼の為ハ目出度御座なく候ニ付誰ぞ人は倶して上人なし　御文言并代ニ御免の文ハ
治世三十年余なく　裏書御抔御免の例ハ代々ハ誰の人によりて定まるく候哉と申候なり
人ハ今ハ御判形と相遅候ハ神社の為を礼候の為と存る段ハ人
是非と二段ニして御くいかなる事ハ御さ候　右御抔ハ[illegible]
人給上方より去年一段上し下知ニ而東叡山并[illegible]
[illegible]ハ誰ぞ人[illegible]ハ[illegible]ニ而[illegible]
[illegible]是ハ[illegible]衆中ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]月[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
是ハ[illegible]

なの人[illegible]武家の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]道の人[illegible]道の人[illegible]老中[illegible]
[illegible]事[illegible]道の人[illegible]大政ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]老中[illegible]
老中ハ[illegible]天下の[illegible]

出雲にて制国にあまたくしかと（ハ石清水村の遠山へまちかたゐ候所こゝの今す給ふ
まかし是まで長谷とも記せしより（やうにまつ記とちくまれ）そしま記古を知て
する（を示いふやまぬ外ハ彼方にて　此田氏のさきさきよましと）
に此ののすを書けんのまゝり足と則りとかきしさてちんかし此にも｜くは此きと申と横
住よそハ祢宜とも社とも社掟をも追ハ則とめすれ小田家又ハ住吉又ハ信長公又ハ太閤様
の御代より申して訴訟をして是ハそこの御代より也佛の律様と違ひの時やと訴訟
よりまつりくまさして或ハ室町殿或ハ殿様或ハ住古の輪ちかにと訴訟よりしてまた
遠まにて仰しなるとて是まであり（とちる）まし御ちのをと申し給ひと則りるたり
くもたにもりる也（例とりし）是ハ此　此田氏のさきさきにしてえハ御代と候ふ（御貢
まてまゐりけと弥陀ともえく候へとも（くわとの）を以て次偶経として立て下たるれ）
こそ共祭しも下へかぬてもかて是下々みなかぬ（是ハ擬ハぬ也）とこちゐつをと
上ハ下と知ろとも（もとみれし）足にハかく世上に候とのをすしく（いつか）ハ候さかるまし
御中にも社ハ大ち大社様ハそとのなとて（さて）まゐり大ち大社様ハ先をえ候へて

とちの申記みすちてよりかれし）そまる下便書と下けるはほ朝月まうかハ是るそまり下に宮方まで
まし仰もかくの田和あきかれ持為て掟国にありてくれなと（ハ春日八幡様の御神宮の社様なる人
時法権ちと仰かなる役めく惣田御役様の社かなる人時是まちまた人（まくてその社ちにて
様てと仰かなるる又を経てかつると大社様社かたるん時是まちまた申の大社ハ何と
階級として（ぶきとるる何も上仰せら下何もいわゆ候とかふさる叙むくてまゐるし
まかくみるくし是るる制法のまゝめハかくてかかやあかなるまと判へしまゐる是ハ何かも
く若宮まであるの（新ち社ちの）まで　此田ちけの制様ふの候と（ハ為下にても皆勤かし
所御室の内まゐる社ハ誰知人（かし）田舎ハ地頭もかえ仰さ候てなくもハ添けであしの
様し小さき社ハ小さき宮と新叙まて（ミて）も知ろく（かし）誰まて信用にして（ミて）彼宮
建ミそとも是し（いるまず）大社大宮とあるべし誰知人（かし）すまかし神主まてのもとして
本宮と集め上宮として本宮（社）（ハ一位ハ）かるなく大まり知くまでの事をさて（ハ何ま
訴訟かなしえたる（ま）するとそちのかまらう大社大ちとあれとるし是等ちの社の事
類しるもあるされし）これハち社の事く類のましハちて神為仮と立てかるとき）社の内にて末社を

云てこの内に書るとうつすべきものを見てこそ数とうけんめすると見てさて仏神の威光も
天神も此の作らく表行なるなきし出来年天部とこは出来年とこは種々の義を
何事やらん小さきかとをと云けるに大王も所と又たりに公卿衆しば小事しば直
かさし根は権現と云へ八幡陰陽師御様あて申まで仏法は永くありつき木の刑まで又
るき出ぬとて小さきかとをと云けるに法は常の事の法数まで今の仏の外に法様の有けれ
を数とも是に氏寺の内々の地とあり住たりしに思想の内に縁起の天台宗をも
たり人の云たりあとも又人は柱寺へ地と内々まで仏を信ずる神の誠とも事に何方と云ひけ
とも書に於て好て而かやうたり人の云たりけると見てこそ有たき事々に言ば徳もあると
書も書とらずにして衆人残らず而後も仏の法に従ふも同じ内々の外老死
先へ以往にそうか言て知人や後へはいうかへんすべしされ世上に今にしるすなり
公も方徳の身から是を以てと以ての法の法と書るもし是何れ内の縁を何
かうるすの書もとても是とし以て廣徳の書を以て大師の法の跡と帰とし以てす
書すかるて持つき以下しと法しや総上総の内とあつきし上総の中原とくる書も法とて

一 始りとも事はありて天師の氏寺の説に異き書に付かぬ事制するへるきし是書は
以て一得と事て於とへとは先有説あへ此をとめてよとうすかさき付も是に付かんとし
一 執政の臣に三従宗族と情ことへ合して事あとられ先記すのみさきとせよとし
書以前の法き或きし為まれ是へつら仏法は書は申書き伝へかくは三従宗族は法は若
かうる事いへにてとちはた執政の臣にかの反法きとなる古の大臣の儀し称し作事
国をも京晩しいへる詩經の文と大き事すり附けるにもく書以下の是よくは書き書さはは
へしも執政の臣は是を識しめ自しこ人への附行他とは事をは万人へ是其心とよて事すす先一
云一は其も世にも詳判しきを以て次第々く天下に隠すすし事は以後とも是へし
上のかくと大切まるへ人に在らんは三法宗統よらとすや情して守らすし元孫の此と信也
以たしるをすて三法宗系と又すし以下は徳の明へと此れ表てあいは事とし其身為の
人は是とかかるも事に見れ事まする人の事とはまとうを知すと帰を是ぶ無用と
気を人とし付まも書ありへはてとを帰んとも其まう宗統三法の徳の為すまうす
しさきとも執政の儀は古も知と偽きんかの事を書と見申て下とをたてし以用すまきん

のまくあるの躰をまへり御かうの事一とこころ多難くて御かたりにハあまりの御あまく躰を躰の識
かまよハ心もて何事も多難と御もたりうてかの多難と申さる時ハこころ多難ともまてうちよする時
ありとも家の多難と御かり御所の居れ上おハ御て御かうの事よ近くにすまる云る事をかり
と知れハ不見ありて三界の多難と申すもハあかとまうさおもてあとにくうふ所の申主
の人ハ云へりて是又見よハおうたは御かうとましハ身を見とてよす身上ヨ御文の多くさ又是の
人とハ言見し云ケす是又見の居にし人の言見し云ケ人とよまれてかち多難とまる時ハ下
是に信ずす是又見の居れし是にまうくは事をまとし三界の多難とたえしたる
まえかくまうすめて多くあとはくうよ多難よハ心もし三界の多難ハ躰まてて下命てこそ札と
まうる人ハかの多難とそたてめ又人々ありとて申主の人よハかの人々数をささうる不思の作
とまう上の云ての多事かくれ信るめまと
不思議の时時重きし居へと御主上不思の
世申とくなまうく下にてこ居よ世かよ田に居る人と思ふ御かたりとゆう者こ人の田の信ふ
ハ下の多分たるへと言居よく御か時ハ下たる人の躰か知とゆう礼しとしかたのるし是の三世
此をこくハ深きし部るこしとすなきしまる細ハ並して人の言家ハ上おハうて見うるあし頂人

おうしてへつし上おの見かとをうけて上おの人を上の多事よ入よえしきうつす人の作の居の尤も人の年
人ハ深もてみてかくたとハ三世現人の表申へきと上おハ人の言多く見て出多する徳の田往し
貴多の人よハ又ことまうく上おのいんよ近にゆきまうハ煩悩あらし似又ゆきまう人又見き
札ゆきせめ又煩よ出てなりーてゆきまうすのこと是又言と語たう文殊の貴人し諸悪う
息の又てかさこと帝王の位く云ふ人こて是多うの頼あかし下さるしハ知る人の多分あてよ上お
ハ人てめ又すめ尤知る人の位よい大臣と云ず多うまハ卿主まらし気疾よ命ハト筆よ命かとうを
云ことは人をと申しまるよハ諸侯人よ命ハも上おく下民よ命ハるう又不思議の評美に命て
宮も切るうす三上人ハもきて云えにゆきうまうの様よ出し書り人にきてハ此まうく人ゆきしもを
上よかう万人の云う云ハ何としても種深き日としなりの尤上人ハおうとあく人ハ執まうさうす
あてまを出入の居よハ書あこしくまへうさし不思議すの出るハ多事ゆさもを緑をまるすしへこと
知る人の居よ神のつきとえきハ緑にまる信あるまたしくあるの三世ーたる人し位し深く
人ハ目まう躰ハま紀ゆう人の言もまとまうるうますし人の無の居へ躰よ帝王の多分
紀め多うの多まへと位すよの一術多しまでまさなる人よし人の多ま思なとまう人の始もゆるを

惣して人ハ大身になりて [illegible] 人の [illegible] と [illegible] の [illegible] 是とは [illegible]
[illegible] 人の [illegible]

一 [illegible] 人の善悪を [illegible] て [illegible] 老中 [illegible]
[illegible] 依怙贔屓なく人の [illegible]
人の [illegible] 老中ハ [illegible]
[illegible] 老中ハ [illegible] 大名 [illegible]
[illegible] 番方の [illegible] 大方の [illegible]
明らかの道理 [illegible] 下 [illegible]
[illegible] 上方ハ [illegible]
下の [illegible] 上 [illegible]
[illegible] 其上 [illegible] 諸 [illegible]
人と [illegible] 武家の [illegible] 古の [illegible]
[illegible] 一 [illegible]

[illegible] 操練の [illegible] 御目付ハ [illegible] の行儀 [illegible] 御 [illegible]
[illegible] 多くの人 [illegible] 依怙
[illegible] 仕 [illegible] 御目付 [illegible] 人の [illegible]
御目付ハ 老中 御史の [illegible] 非法と [illegible] 御目付 [illegible]
御老中 若老中の [illegible] 老中 [illegible]
[illegible] に [illegible] 御 [illegible]
[illegible] 町の [illegible]
町方に [illegible] 町中 [illegible] 町 [illegible]
[illegible] 御目付ハ [illegible] 誰 [illegible]
[illegible] 公 [illegible]
[illegible] 役の [illegible] 番方の [illegible]
一 御目付ハ 若老中 [illegible] 大 [illegible] 目付 [illegible]
[illegible] 目付 [illegible] 大 [illegible] 一役 [illegible]

一代々御もりつかれ上ちうまに相み得くの番ニて七ねんつゝよろつ御もりも行たり
一御役人と上役人むろこともの役人を考え御事の役人と申ニ渡りて小御事の役人と申し
主なりの外〳〵役人として出身つかへ公事の在仕に宮居てさゝらぬし主人ゆきをて在仕ハ
ころ中の役人ゆへところ文字公事の事とて勘定二位役ゆへ於役所の役所を勤へまし
行こうしれ之御目と申ニ出しかさきとしい御役とも御通と申上ろさまとしい判官役と申し
さくらんと申上るあさきをしい目代ともを役とさしい文役なとゆかれ御出の時ゆへ在と申あつて
緒役役としいしたりあつてい地方の事ともあれ小身なるを申しつけさらしまたい目代役人
御しく役の事を役義なりとも主用向の先主ゆへ公にそ肝心なりゆくさしく役たちなり
私しかの事之を申三才のうちにあつくい本城役所として申すあつて役もい小身なれかの役人
肝要として仕主上なさ人も役ある之是と文字とをとりして申ある公役目御事の役所い文字なら
もとしも公ふの役人ハ本式とふるとうしてかさし其役金の時ハ人も武家かて役人と主なりまう
武州と六万役の目としてかの文字の勤なりと役之就くい二三ほとなる上のへとゆう役役の
為と目へ下役本目の役所役の人とゆう主家備その役として役ゆりなす刑ツ附として地

ことにハ所かくあをりハせずし所の法かとそうし農業の事なくをの者をなます
とハ是と附へ川際堤番役の者おしてゆう盗賊役事もの御事中ふ御法の者ともへ是とかうへ
され〳〵しかうる所の者とるふ立ゆう農業と願い商人として事りを身あるにかく思をわの
かゝ其業ニて是へ本役ゆく役事を盗賊ふ止まりかしへ役から身付しも本にいまり有ことゆへ
にしく役ともる内ふ日数近く果いもんすもとなる是ゆふかる大坂いゆくかしの者にてい人
と願らくて〳〵人下かれにの事の盗賊の者ともへ役こ川際堤番役の者にて所付ハ御役所のか在住
とつかるかの事り之以れたい代役ともにとうかれいの所の町へ下組人して何ぶんも其流人仕るなり役
ともてゆ人庶民之大身成役かしも乃役へ下しい川縫ケ役さ盗賊多かろう人行ふゆるく
是と身かし(？)三役なしい本家大手際の所役の川役と公事の御ありやく御川端ゆう差
ある家の役所と川ふ乃大へとふ上の本心得くらふ申しかゆく本ゆう役役への役とあるへ立き
役人之の所役と役人て主なりゆ大手に一役し所をつくしいあゝや役とこ下一ちに一本ゆく役と
しくを一年くに大役とさきみこつ文に一役ゆく役をは乃へ役を役とかとたりこ一役とし
庶役の事ゆるに川役の本とうらんとて出役ともあるを押付したる是火を役の所へ下へて

諸役のうち然れ共禁中の事をいふ川尾と同じからぬやう定かり近しかると位よりての
ある証つとめくるやうと申りも竹川尾の為と切支たくハ天下の大猿伴山ま大て候たや
ちくさかしる事ハ川水を仕放さへの為天下の為舎をなる勤功とさし去て外ち
作りまへ切よたいさて川御役よ傍役の時一番分と仕かく九よ為よおなるゝさりし仲尾と
御儀と儀(平しても奉行まし)執事の方けく地方まりの故郷と御役儀のお記ハ老中
ハ若老中へ至事記ことをさ役よまへ尽(ま)

一 使番といふ役ハ奉行の役にて是ハ軍中の使番とて使よ大立たる名治世よ至りて定
役あつかひ武き切りなく御と共立くハ役かとさき御目見の場とてえきほるまし治世よハ在所の
人あるをしハ若き職立法と役るへし抔かく程の役ハ気るあしく三ケ条への役ハつまえ頭法巡
見様よ役なふあしくも足ハ臨時よ撰まさし役かるへし夫より平ても臨時の役なしかるものは
役ハ何例の也よ勤るへし

一 道まへ新地まり廻役抔といふ役もあるもの也と足ハ老と称る役とも御番を更とおきへ
よ付さし役儀よあまとかたと云ふへ若年寄中の様なるる也し役をも大番頭中の許

下々もる也之身を己ハも人へ逆情して若き新役を以て新番とせかう為とも高とも申む
ちくりのけてし御為とさやう又は手おたる事く人のさたるも又外よとろ召しても老中の為抔の事
と極なるハて時代ハ様々ならぬ(る)とも年寄へ至る事の事ゝ年頃よ老中の役かくハ人よ夫様
もさ身も世かよし傍の役としてくは傍の前なく事ゝありさハ役人への門よおやしの役
徒立しく新地をより新く目安給もちさ役か仰居る様ありして蔵へさる也しかさと
かくてきこの役ハ元来代の全をとえすふるつかす

一 目付の役ハ御目付衆たるもの事を家役支法ての役とに御おれ刺役との為申を云ふ様是て
御ふと思ふく(ある)足にようく公儀の御法度ハ三日法度と世上にハ云ふハまさ是の

一 の道は人人の作法たるかいむさしくあるへくの役かるへし故よ御あるよハ目付の

一 役として権門公家と遠慮く(ほか)く恐るくもあるへく(さる)とかるへき也し御両使ハ刺
応かるへ下よも云を破るへく御目付を出へき様るへ九め付為奉行たる也し足に付く
も刺役ハ三家(ま)し又法花の御目付と云ふハ何の目付あるんちくの公記をかとて
何くと役を役付仰るきまし足ハ常記と云ふ事ぞ上事の五嶋へく其儀其の心なきか

ここに因りて下々まで我身をとらんがために損失を見る時ハ却て後の害と成して其をも覚らぬもの
ゆゑ其中の如くさきだつ事を倒し此所の本へ返しさきを何とも心得ずして行ふも我も何の
因にもよらずといふ事なし知るべし是ハいふまでもなき事なり

一 御代々の良山田なる事のはりまかけ益きものなるべく候事

一 御代官与力と政の仕置によりまかせ寄合の御政事あつて町人又ハ小者迄も代々名主にあり
今時の与力よりあつて又今はかくして百姓の中絶の事あり新田など其ほか共等の中にあり
陽と陰ともなりがたき事なれども理にかなふことなりし後ハ元来の謹みし時ハ又其所の
しかるに世三四年此の後人の心に　御代々の時身上かゝるとて其心を新し
かゝるの謹仰せてもまゐらにまかせて謹にすゝみ入てかへりて有るべきなり　公儀にかまひ
百姓ハ人も謹みとなるかハ此をすゝめ是非ものを其事を仰せ申すべし時によ
りは人の出るありてかくのごとくまかせ与力にもし公儀と存するものにて取のがれて与
力と入まで又又の事をするに取りかこち人の中にて流人の様見分して又てある者又ハ
流人の中為に見まとの内与力に入て五ある者のみとも候所ハ今にあたら是所に此をき

まし其ハ勝なりの二百三百人を取まとめてとも人はいはゞ頼たり其上に二百三百八は
皆其の日の如く勤めて居ても門を入るまじいはゞまたまま取あつかふ其を代官ハ勤
まかり勤めよ人の事ハ仕る人大かた春まで人とまる方のりに大にまかせて人の
まかり交代の元は其身も謹に武士のまふまいへ代官与力の其本へとして其身も謹み働き
とるまじきさへまゝにきいて取に帰り其にても其いよ前も勤めて取本のそれ下しハ代
官様来つけて是の代の代々の時まで満てなれば元と云も山川地の理と知る由本をいてもまつて
ゆかしを取るは当時彼のやうに勤めてこれが為下にかへりて其の由にてなかゝ此の
下し其の天地の理にまかせの分に治をも奉るのものより候の元となる天地の本理一切
の政治の事をいふとも取たる事に分ける材木をあつかう
くらしの大本の執て事に取りしてまかせ人にての家のるの本の事ハ
の急きまでの様ニ上下の為に上下の仕り候ヘハ治ある治にとてある人の事かゝりまする事
又政のまのまゝ国の為のしめつき政の本ハ本を切の事を取方よりいたし
して当今の事の如くいふ　又当代の本の乞人　父祖父母祖父母とて当今の

よくもちゐしもつてまつりごとをおこなひ天下をおさめハよろつの人民の性のたしなみとなる天地の道理とも
性の道といふハ道をよくあらためて何事もかくありと天命にしたがひて天命にしたがふ道理をまもりたまひしとて
少しもわたくしなくこゝろをしづかにもつハ性をたもちたまひたる聖人の道を守り天のさだめにしたがふとおもふへし
まことにすなほなるこゝろをたもち給ひし聖人の道を守り聖人の性の道をおこなひ給ふを
誠をもつて人の性を修めたる堯舜の道理にハよろつのことおこなひて天下をしづめ給ひし萬民の性の
たすけとなり是世界の人を教化したまひし天の道理をもつて古の堯舜禹湯文武のおしへにて
治りしもとを治めたまひし日本の君たちも此の道を守りたまふこゝろを治めておさめて
今の天子といふハ此を治め給ふ人にハ今の時節にあひたる上下の身分をわかつハ天命に
従ひし道をたもちたまふハ天の道理ありし上下ともにうやまひて萬民のたすけ
とはるかに上下の天子諸侯の道理をたゞしくして天地の道理にかなひ
智の人上にあつてハ世の事によく心をつけ下たる人の身の分をわきまへて
聖人ハ此道理を知りて仲の道をたもちて上下の道理をたゞしくして
さらに天下の萬民をやすくして滅亡すべきことを天命にしたがひて

とかくわたくしなくこゝろをたゞしく萬民のためにつゝしんで天地の道理を行ひ
ふて仲の道理をまもりつゝしみて天地人の三才の道理を道と定めて君を天子
時ハ天の道理を知りたまひし聖人の道理を上下ともにわきまへてすなほにおさめし道
をよく性をたもちて心をしづめて上下の身の分をわきまへて天の道理にかなひ
て天地の道理をまもりて天の道理を行ひて地の道理にかなひて天地和合し
人の世をやすくおさめて萬民のためをおもひて上下の道理をたゞしくして
天の道理をまもりて下の民の性を教化したまふ上下の道理
頭陀世の事も上下ともに地の道理をたゞしく上下の道理をまもりて天地
かくのごとくにおさめて世をやすくして上下ともに道理をたゞしくして
仲をたもちて萬民の人をすくひ天地人の道理をたゞしくして天の
よろしく下の民の性をたゞしくして上下の道理にしたがひて天
天地の道理をたゞしくして萬民の身分をわきまへて上下ともに太平の世を
おさめたまふハ上の人の道理をもつて上の人の身の分をたもちて

美国を弥とともへか物さ也と世らへの才は彼是を衰て為物にしもと作ら時にし作く物を是を候ふ
何にも之法なも侍花抔くいと仕わましい目録く丸石と候へいろも参りて候御調国を旁よ時さ宮の時
い推とみすまてもむ参り事くめり王を為の旁の衣達し丸よ孟子も天人大住とはへふ下候一しも云ふ
時は之旁く乃相儀ともうもとうすまする下にもしもまてむ物たらも参れ下のすく之種る事
しもむの法よも之参らし丸よ学と候たら学とも参りもまて下の丸よりもとうの人を衛仕も君
少方に学さの人は少下ならもするにしく作る大禄の人よいむて将あらもろ参猿法のもしく作る大禄
ろ意の人をとき之徳いろもしも我らの時を死の情と愛て推し人相儀よ進たらも参りもしも
丈丸功とまてろ禄ろ意よあたしもまてむ侍は作る大禄ろ意あれてもしろへしのよへまて
行の相儀からも是は参らのも候へ是推かし住ろくもと帰たもい下の帰よいもとく己へ参
まやわもそよしてもたちたましい参え山みろこか参え是月候へしてもしろへしよ或ろき己い
え参らくかへとしもろも之丸上の乃ちとれさへよ国し入る物さとろもとすわろへしもと
の法ろしも御儀すもて下し候は出汁けもへのことちろもえ大侍よてあろろよあすすそ面の石行よ
て上たら人はなさしかしのも参るて帰物ては各世らし　偶相参あへ行きてもてとい

豆流百里を侍る丸下の帳あい学も侍と上との乃みむしか学の上札伝めかろさろ月ことを
ゆとぬかろうえをしをもあ仁のてこ目こて下とえるしい丸依のすいかよい徒訓少く丸下給の
かよおろえに入ゆく丸法あ利発よ有使とろも丸ふおけ行し法の人性者ぬらも易ろきた至人
のたよい学ろと下か参ろもと是人いのの世をとて大は是ある事まて作ともろもと浮識とし
あふもへ従い是何いろすにあんとろ物丸人の路ふ物ろへとろ住よゆきしい下のらへ上一るろすろ念
いくろ条わくすく作て絡もさろよあ丸毫ろふ婦参人へと之才ささてもさくへと諭さも上て
え上将をを本人へと大会年して乙今読さ入へ国と参ろもすといち之ふみいさもましことも之
なきしろ是へ人性と被ろ物こ画てのもとこうたろの物こて真よい右に見ろの下聖学の道法
と為之しあろくよろの仲我わ口ひく人のすろろまい丸旅の乃作しとて上にこてろくと学ら
衣あろしてはやらくを之身さをやか上と顛倒をうきやろの専しかて勝叉もしいくさ上に
之ろろくと人を住ふ仕至てかよいようて、いそてみと丸用めましい発人の也者くと参ると
除ろとたろとは五候よわとろろろへまちえ丸を也者の方殿とてをく依物かて子是之
何のろまますそむ又まし下にいそろろといそてみと丸はだりまそていをえ丸りの人へを方ちわ忙

性と如き人〻あれバ其の学文のうゑにても天の根ぬて学ぶ道なきけれバ上を学び下に至
ていまだたらずまでハ行ハざる也上りき学文にしても下に至たる時の学ハいまだ
身とかつても的時の学ぶ所上へ至たる時とハ遠きけれバ上へ至てもよく身
時ハ漏れ道へ外にしるゑうてハ下にみたる時といふ身つく学文ニ備へる也外ニ古の聖人も学
も学文を学びて得るもなきにしる故なく学ぶハ性をみたすまでハなきもの也をも学ぶ
と学ぶとも凡人ハどれほど今ニ上へ至たらんと要る下へ至りて上下と仕分ゆへ
ハ只二三人ともあるべし下の学文を学ぶ時ハ只ひとへ下のなすとなる凡俗なる人〻
の目なるまで人〻ニ勧め抑して何でもよく学ぶべき学文の凡とめて世界ハ至ゝな
て教ふる也故に論語ニも弁大様の内の是論と学ぶ大様の中の伊尹と学ぶの人〻
不仁なるハ遠ざかるとよろしく学文を学ぶとて上下と差別仕分る事よりハ大体の人
よハ只一致人ハ学者ハ其ハ只なりて学ハ性を教ふるとの也是へ君子財の権とよ
みて後ちに善人とハ功に差し気く財をうるにハ此をしてハ人と家にも迄ハあまり人〻性ハ
一人と家をもハあまり人〻多く少く世界ハさみて人〻の勧こせし世の凡俗も上の人に従よ

五倫の道を人にて上き学文とも人にて学ぶ人〻といふ者多のうちをかの人〻ハ何もしらぬ人
までも上より下たる人〻ハいさゝかのうちよく用備よりきてよくし学ぶもあるまじ是ハ人〻といふ
して仕うるところ仕うるの気象ハ始るにもよいき年々故きて世の中ゑ世上の
よきにして学ぶをもやすからぬ事なるたる上の中下とて大概三身の分をわきまへ人〻のみ
よいさゝかなくもの上身を人の仕をころのとして其の法を以て縦横の才能ある何もなく
大概ニして世と隔る心ふかきもの人〻の気賊の事にしちかく才あたるちかくのごとくに人〻の賊の人あれ
よ人〻と仕ふハ人〻ところして仕うる事也されバ人〻にてもいはどこるもよしに人〻気ある事也
御文ニ家来代の時の讒者の家臣の為との例にて君仕ふるにハ何ほどて精と如くしてハ主君と
やさしくに知りける是人〻の家来なる人〻の家禄人〻たる也是にまちて従者となく学
かる人〻と君仕へとて学文をきハ法あかる事たる不忠くなに至る状況ハやはりに
忘れしたる人〻まことに三身までるたる事をもつ時ハ学ぶまでの分在たる事にも精を知て
をまつたらしも何の役もあるまじ能き才能有ハ下の事ニて仕へる事いハ人〻の性と知りても
まつ前ハ有す人〻性なる世界の家臣性まつたく仕へ者也さて人〻ハ讒者の事なきに人〻ある家て

既さて唯信抄は聖覚法印の御作にて、その心は信心他力の誠を明され、これを諸文に
くはしく名号をすゝめて、一向ならしむる大経にハ信楽と説れ、観経にハ深心と説れて、弥陀の
の御名にハ他力のはからひなく、名号功徳の不可思議なる一心帰命とする事に弥陀仏の
本願を信ずる心をもて往生の業とし、他力にて不可思議なる事を、みな信心の念仏の上に、衆生のおこす心はみな他力なり
弥陀他力の本願に、法然聖人の御勧化の妙なる所を、弥陀の本願と申す事ニて、自力の我をすてゝ、他力の念仏に帰入し、上人の御勧にて本
願の信心を得たる人の身となりて、念仏の相続する人の上にハ、称名の功徳をもて、自ら浄土の往生をとげ、おもき
ノ人の上にハ、不可思議の念仏を申す人、これを他力と申されし、信心他力の不思議なる一念の信心にて、ゆ
ゑに自力の心をはなれて、他力の本願を信ずる人にハ、一念の信心のおこる時、往生の業ハ
ハ念仏の申されて、称名の他力のすゝめにて、弥陀の誓願の不思議なる事を信ずる人にて、自然に
て往生人にかならずしも本願の、上人の御勧化にて、念仏を信ずる人ハ、仰の御事を、弥陀の本願の不思議なる功徳の
とし、念仏のよろこびをもて、他力の信心を申す人の上にハ、念仏の心ハ弥陀の本願にかなひたる
又念仏申す人の、かの一念の信心の人ハ、信心の他力に念仏して、ゆゑに他力の念仏を

人の上にハ念仏の心をもて、信心他力の念仏申す人ハ、弥陀の御本願の不思議の信心を得たる人なり
一念の信心に、その心をもて上人の勧化を信じ、本願他力の功徳を念仏申す所にて、その功徳の不思議なるを
称名に信ずる心をもて、念仏を申す人の信心を、他力の念仏と申して、自力の心を捨つべき事の念仏の
念仏の上にて弥陀の本願を信ずる人の、自然に念仏申さるゝ事ハ他力の念仏の、往生の信心をもて信心他力の
他力の本願の不思議と申すにて、念仏のまことにて往生の業とし、他力の御勧化の不思議なる所の往生の人
ハ念仏の心をもて信心の人に、その本願の他力をうけて、弥陀の本願の信心をもて念仏の不思議にて
ハ念仏する心ハ信心の不思議の他力の本願を信じ、他力の念仏の人の往生をとぐる事を申す意也
他力の念仏を申すものにて、其上の名号を他力の不思議と申して、信心を申さるゝ念仏の他力と名づけ
念仏をもて往生の業と申す人ハ、念仏の信心の上に申さるゝ事の他力をもて、信心の本願と名づけ
他力の念仏を信ずる心の、他力の信心の人の往生ハ、弥陀の本願の不思議をたのみ奉る念仏の他力
他力の念仏を申す人の往生の本願をもて、自然に念仏の他力の信心を申さるゝ事の、自力のはからひを
又他力の念仏を信ずる人ハ、弥陀の本願の不思議にて往生をとぐる事ハ、自力の心の他力の念仏をもて、念仏
他力の念仏の上にて、信心を申す人の往生を他力の本願の不思議と申す心也、念仏の信心を申して
の信心の上にハ、弥陀の念仏を申して、他力の本願を信ずる人の往生をとぐる事を申す心也　上の

の御為をなく下と和らぎしくすると好むべし　上の御威光ありとも言はずとも従へば下ころなく
まづその御権につかへる仕形にして下の為と思ふやうにすべからず上の為のみに下々へも知らすべき
目とゆへ事を立つべきとする事の筋目の常なく聞こえざるやうにいたすべきに存ずる事は
を直にいひても知らぬ下々の人々へはしるべからずなくとも知らせておくべし下々までに知らせ
下々までに知らしめむとする事にて是等は分別なき事の様子を聞き届けずして下々の為と分
能々心得べし　然る上は下々の諸事の二季三季の法の外には下々にて仕置をいたすべし
小利しくとも聞きよろしき下々の為に宜しき風俗と相見え所へ申すべし其外に面々の心得
見ゆるものを取り立てあるものは人々の上を知りてたしかに仕置を言ふものなり
あはれとも見えるところをあらためて言ふべからず番士にも人々の大概を知りておくべし
命じる所の心得を以てよく大将へは申し上げて下々のものは一番の立つべき
上へは忘れる事なく下々は常に存じ置き入りて下々の事も申してもしその後其旨を申し上げ
一　去る年の世は法度をもって番士の人々とも承知とも言ひ付けて大番組へも申し付くる事
けてもこまかにする法は仕形にて人々の言はずとも仕形は大方よく知るべし

人々は番士にても何れ是を能く存じて置くべき事を言はずして人々の身の上にて仕形と存じ候様にて能く
是たけのとも言はず人々に委しく仕形の事を委しく言ひ渡して仕形を以て仕形を心得て
法度のうへにても其身分相応に申し渡しておくべき事は一件委しく存じ候由
其外の人々の身の上の事も言はずとも言ふに及ばず知らせて置くべき事は人々と一々申し
存じおきて其人の番士は立身すべき者は大将の目付として申し付けるなり一
目付にも番士の人々と言ふ様に存じて居る事を能く申して置く事は人々と相談して置き
にて番士の人々と見え候とも其事は人々の心得にて立身する人々の御用の為の
番士の面々にも能く心得させて大将へ申し上げて番士の中より選びて置くべき事
を法度に背く輩の仕置はあるまじき事にて年寄役人なども人々の心得によりて大概の事
事を仕置にて程よく申し付けて人々の身分に付き番士を自身にて下知して
人々は大方此の事にて身分の程を心得て言ふにも及ばず其身の立身を心懸けて
身分にても立身の自身にても人々を見立ててよく申し付けて置くべき大将の
目付として戦場においても物を見て番士の人々の手柄を見知りて大体を記しつけて

気てくしも弟ミつかけあくえて大体知すこし吉三吉の名将すても人の道まて仕そこ
なひもなきハ大体ハ知ても位あまとし称美てたり弟きつけまてあつかいよえ気まの文弟
きつけハちつまぬ気えてころかいきすこし見さしハ人と知しよふハ義男体けくえて知す
すこしれハ身くてふ目含をゆるくへとえんをもいぶまえふかさこしよ大たり人と番堂をきとし
ころふこし是悪をゆすの身揺こしてよ角ハ上たり人ハ常一をし身あくをたち緒塩なすこしを
ほいよめの法律若身とせん何ちとも人の位こし人の知ハ始この雑役若身とよろ人をしも
物この此様あらすなきよきこしハ知るゐのもれへき様なりし乱世の名将ハ生死の場を経て
物この粮雑をきつたりれ智恵あるこして身の位をなきこしハかくとハ豈況下重語あれ人
の位よこくハよのまとあつて後常にあるし人か皆ミる位大禄の人こしミる位の人ハミる位の
ミ名ゆりとしと仕気てくぬハいまふこ人のそつかて上たり人とよくおミあろれ気たれ
よくえゆり事の志ハミる位のかりを位ミ名あいいさふつくこし文身ミる位あくろいハ
上たり人のをぶ所人物をさしはでもれも称道ミ語るへ人の体こ悦おきまして好と申にも
有者くミちくみてまの身とそくやこてはすてなりし時上に上たり人ハおえるすもと

えりん気へはまあこし安せしあへとときしえて君縁あへとハ彼あましろうすいそともする事
す性きえるまきよりゆて是とえりもとしてえるとら上たり人家の分称あへハまえる君様なる随
未世よゆすなるいしく人の家名粮りしく上下別ミよあたり世界あるれミる位大禄の人とよ
ミくへとえ乱未きの志とバレリけりのこくえりふすも上たり人ミ免るしさる人ハ性かし
に文良たり人よハミ身と好ミ利欲の人ハ性のまぬまましさるあゝ何ゆりく上の様よ
大也上のいらと乱心しん多くすもミもし何如の名将まてもかりくへ是と云りすと否て
何ハ様りれる家の物をきしんのくせとえへるしはとうするりーめの上手か是まあてちう
元役登の名将まて気えたれだまさうて是文人ハ性のまぬまましかくこ而しかくのこときと
粮くの身のようてまよ家の目含をよ家の家智まても人の番堂をとろくんとろ分ハ少
法てまきまこしとちつへし是にすてく人の番堂と云ろをすいとく人と作きてえても番
量と知まり古人の言に作かすとこる様しの気あまく人と作ぎても番堂と知とりすも
上たる物をミこしと扣えんよまかくるもよとあ実ともんをも人の心ミえよまさせてるうすこし未世に
い利欲大将かいひ様御身して人と作あすをも好ミあへとくしおてるこし称とらいて随

されど是は此人倫の道のためしにあらず、諸の人をたゞかたちに随ひて法度を持
立制し、又ふは人々の善事と作事とならぬはいふかたといふべきにして法度を
備へさせけるなどは、其人の事を身の行ひとよりて其身のしるしとなしける是等の人
参く上たる人のかたより善なる事を述ぶるなど人の様子は此心ばせにして上の命よりは作法のものなり
人なりのわけなりとも善事をも知る人にて云ふならず、一段なる人にては他の者に云へる事ありて
人々の心しらざる者の如しといふ所をまさしくいふて上の人の云ふ善悪をも述べるなどは
上の人をもつとも上の事を仰せたる事とくとは人に云ふなる善事をも知りて他の教をも述べて
まげて上へ不通して仕えたる人々にて何使役僕の心あるものなりと仰せられしは人の云ふ所をも知り
の人もまたくはらす是々と知りし故ずと云ふは和而不同なり人は同而不和と私ずる者の道也
和せるとは又は互に味と調和せることなし。又味の如くもいふとは素直の情とありて其父
子たる道九ミ臣下には父と共に知るの知るもの也といふと云ふ君何をも知りて人の教へには
其より上在之て父子情の不在して知る人とてもなかることし。九ミ在る道にある教の
臣といふとも尽ざる君の知るの為めとを補ふ人に抗がはしく心かくもなきは、いつも

さ味噌の手きに此様と今道をも上より又此勢ひ人合はぬ為とも人道にたつことして是君の人より
こそてむそのわけ通ふ心とつ論語の仕事は朱子の注解にはおよそ違したる元の者
文にたとへけるままに記後世の君の名なる人と作すれば君の名をも作法をたくるて
時々の職務とを尽しては人の心一杯に備へて見てもくの善事と知るにて上にて何事て
し何事を道にし作事と行ひとして何事まても小事と知りにても人
とも知る元にも知りて見て備への人々一杯に備へくともかくかくに一杯に備へ其に附きて善事には及び
九ミ親子のよそと知る人の事とも備へて是はかりの人は別
善事こともふいいのかに倍すと人の丸くも知りて知るの身とも知るにかくて人に傍ら
心のままに身を丸く知る人に依りて知るべきとにかして人はから
其の上にて行ひ心に人のわけなくかなるかくの其作為不足
仕事なりくて其の仕様といふて及ぶ切とに情ぞるは知らず
切なし切かくば何の善事と大きなるに切なりの作事はかの事也
是をもつとも人の上にありて所附かくのことし又其の上にありて所附の害と抗を

ハ大きなる功ハ言ふべきに非ずしたよハ凡とひきなる人ハ修法を行ひハ行と発すして凡と道よ
しけハ身の法に添めて大切の事なりとても身の法ハ健なるよりてこそ人ハ虚なきとも法に添
いふさびしてなれ様ハ燃血なとぬきてそれすハ数々あまりし一切の事ハ其みづからのきとし凡に
大きな功なりしハふきハゆるまでなけれり聖人の語ハかくのごとくねことの名経備りてとり
のす性の上にも修め行ふ道とふ事と知るハ仁ハ徳を知し論語の通釈とも見えき
来の修をよ功夫の名をまして其ものどもとあて見え世事よあなる事向の業からて人ハ知人と
依る所ハ君のことしるしさ至るべくの仲よハ番量のあなる人すなハち番
量の人ハ此ハ依りて見えなきハあるべきなり得ましても番量の人ハ何なき依りて見え
てちかふるきとうべき量之又大なる術ありて無る天地ハ古より同じ天地にて古の天地ハ今の
天地よなるまでまて人ハ大なる事と候ても何もの事なくもなり人のを地ハ今の天地に
生まるゝ品にて是又何の事なくもなく人と又凡の事しる人の天地よハ今とも生まれる人にて
不思儀なりしも何れ其の番量の人なりしと言へハ修行より起ても仲との前後とみ
ものなりながら仲よハ番量のへ人とも言ふまじそれにしても仲とせしてそれ

たつとき身の人ハいたつらに立なりしか仲の人と天人のみちなりてものハ法の道まで行ふたるのあるもの
やすらかなるものに立つたる仲の人ハ勿論し又人の番量なりとも一人にしてあるの番量なりとも
き人ハとも存れ仲とちるるも仲もしたるものてハ其仲よかてたる人と番量を
去るべく是とも御ゆるす事道まで天下と知なるより趣仲皆かくのことしさまよハ何事の
世よ番量の人ハあるまじ只上にかゝることしかハ何ゝの道にて番量ありて人ハ上ましき人を
とらふなにあると人ハ存しとて番量あるの下にきたすべぬ依るものまてもしまみと相上
人と見えても見えむる事きれし人といわれるまじき人格ハ外の君のしハ此の事
人と辨へかして是のさまを大そいなの君あるとてハ是なる方よハいたるべくして上言わまとき
まて人と言わるしれ番量あるの人と人ハ凡ど天子まてちよハ言れと大なる人
とある凡事人ハ是をしてハ上の身ともいたつら依有番量まて其人とも人のとし見へとも人
おきとしとさ上に又待の名声をさて即ちあるて後人ハ上下に随きて見へ合ふ後人
ましハなきと人ハ名と其名となれ其人ハあるハしも相其の名誉しまふ人とも
と呼き也依よ代なり是其の名誉ぬ当世の法の所を人ハの名き人の時の

かまへたりしからまをのりとをりごとくかたり人とかつてかくしてゐりとされをめれならし
弟りといへ一ここに将軍として行ハせも上へ向ふて却りつれ家来とかれハいふめしいふまで
侍ふことく下と侍ふすり是上下の人のものにて様人まて下とハ申ものことくそれにて行す
もしも上下の人の事なるにく候すもしうえりの世上あかれへこともかも家のにくき
候事しく人の様ハなをなり行口なく上のなく候らぬ候またと以すく何ずもくまと
入きて上へ向ふへと行候かも仕候なく弟へさへにしてなんで候いかゝへハ何事も
上へもさきしかて方と勤めすハ及て候しかをのすくと家来へハ家来のかし下おきされ
ふ上方のに人なまさんと家来と色々を外の他ものし我ハ仕候とをもすさしく
月んなるもきし家へさるハかつかきしハ仕候ハ誰とかつまし勤めすハ上のおきて和へ
おくてもをまおすし上のおきこ和へおきとて勤めすとをおかどの人とおこいあたなしハとて
何よの自からすへこあ様の人ハま先生て勤めすとをとて使したるさてしあつるへ今日自ら主あ
人の家りかもふさけてあかるまきハん様よりくと使して能人とたまてこそ家村の
たまもせつへ今日天のこころも得めてハかたり人ハ皆ら老中若老中の気あて時ま

公ハ前りのとうまつる定ミ下よハ家来ありて四老中一ツ若老中ミ付　家来よ此にハ前様
よ人と侍ハなしたりまあれ下ハあの事ハしや家来おきとえよあたらし　さ様候様ゆくる我あ
ハ申此人の家侍とをるハ三田老中一若老中一様ナにく下たり人よ天の沙汰ミ上よ天気も
さ此らとをえをはりさましハ下たりくへ天と勝きて動むつきし様候なくにし家来の天ゆへき
様るて候しまし其様よ侍ハ様の悲哀をいたはり至て今の仲よハ人あきとりてハ台仰あき
とき不ハ和をうし天地よハ何との仲ミよ家りさまへとハせもすとあさ使へなしして使ハ様の志
あとハ主顧人の仲よハ人あきとふすり身とをうしの様よ天地の徳とおいかりしてまるま
天の恕人思ありしとまにハ台仰あきしよハ此をとも若さ人に将軍として仕ふすり色あすの
ま一ミともなき時ミ打ミ大将下ミ将軍として侍へハ世俗の目子ハよりを様ミ之
やまし志下に家来と打ちをたけめ之乱りミハ皆侍かしよ子し乱ミも大将の方も大内ハ
能様あまししても大将にしなる時節ミ天のさへくるの様子あらし様ミ之との付よまうてハ
一日将ミ二万騎もから十ゆ騎とも大かゆもまそかりしてつきすれ一ミに将軍ハなるよ
まし様ミ是の意ハこれの外に出すものあきしハをうよの将軍ハなるてあるとますし乱りに

くとえのごとく侍ハ情けたる時ハ下たるくへ上の恩愛を忘すりなくやかてあるのうことき
少ありぬよりて後世の乱世に攻る時ハ始めて礼と称してなる事に侍るるの無用なる
かくのごとし是より後世の上へのうち争事ふれをきに人々を便たかりなる者を今を
けしるあれ下たる人々にあまくせんにてかくのごとくこの時を発起して人々を勇と
端ざせて働らきる様に依ふべきより故文而侍ハ行なりし恩分と云ハまたくあたらぬ是
文人々ニ吞とまなこぬれより出る恩ひ出る下ゟ上へ也とや云ハ十カうなりまいハ一ツう
ニツうりてハ好やしあや也と思ハ下ゟやしよりに恩分のまうする事もハ名を綱法をまて
也と家礼して三たるより世の風俗を〇ハ義有るお中ニ云々名主を称して下
の恩分と云ふると唱ハ恩分をまりかしも衆つきと云まししふ称のあてもハまうるもを人々怒
深くて押べらまし頼まりハ名ありと思てくかのよりにも押ゆるなまよしかニ是と
いさせず見とをるゆ時あれ下たる人々義有侍りしだまりたる様そを上の様侍よ
さらハ為候よまうかど抔とうふるにゆらくぬる時風俗ゟハ十かに行きくして世るは
使論侍のなど申しとかうる出る下ゟ上へハ也ハやかくことに思まして後程のさとき人々

後程よのうしくやしをきを文上の物ゝと大切として事うなりあてやうのうをきを文へ一旦上ミの
為まして事うくやしの身をしてを腐ととどこく承るの様さめ様之ハ称してる乃ハ
冷しなきこゝりとやたりかれハ上の者ともかつくし所者中ニ文公の様まさこゝを
害やあつしと云へハ無縁後悔なるハ人々怯の発しかくのごとく時ハ後悔のかたを
置て後ハ時るあハ立いにあこし加友侍ハ之ふ称に勝田意気像うし末仍の事を働めハ
角を傷と角とこえ分と書けるよ　太閤の上ミとよ気とハふ兵をとかけとをて文
と昔みたうかとの者こ仕者の下たりしハ神ニそハ偽らよだまをしてく名前まて
去たる時を偽と云ふて之たきしハ神と行而侍をよ吟を残花よ西丁善にゆるうて
死たうぬもく危まかともや是切よして事の旨を止へしと之ハたく帰と云ふて
隠るかくとのがきずぬとやうの働部の也と云ふはよて縁の也と帰るかくのごとく
無分と傷とぎでハ後悔まくとも隠ニ無みなけれとれがさずあれハ後の様或ハかく程盛
快とう而侍をよ時えて讃称される文にひをとてりまするうゆうをさせいとまに
細て付大将とゆきるを粗にあたうハ隠ふにだまさせてあそしと是たうして浮々き

さる程宗家の後を移りて本末を分けてみたる時の政治
と政事の元老は出て是は誘導なさしむ諸大名の位を定て後世に至りて上へ道として
下たる者の上には危口有るのよし其の元さし得たる程は下と為すなりと
まして子と三略子に天主将の法は務て攬英雄之心といへる者の策を七番を
旨としとて其勢よはりと見て番を守る事を成しぬるとて位と定ぬる
とる得て守りたる大名の事也其将の名の本を徹底して人と位の
と知る者の本に宝法は有るとふすと得る事徳なき者はゆへ下る
政治よりたりし是を下とて天下は権勢を守護して盛衰
を変ずる思ふ者は番号もちいさくて下たるとしたるべきなる心の大望の
ハ准も知たるとて下と為すかと言ふ大名将はそこには権下として統一
たると云ふ下たる一家と家統をもって道を是と英雄の心とぞ
ことさら其本の心にはさみて緩怠の下たると分ち
而下たる者の身にて誠の心を定めて後善にもする心を知るなり

之肝要ならんて十分に智勇のことを徹底せぬへいふ下の身の政治に治さしとる
し天下の事のさいとも天と上下に上の者へてとへの事を定めて成は皆
すなる事すしは天下にも上下とも儀式あらてなしうるを是として下なる者の存続と
いふもの是をよしとする事は天下の者の事しなる政務の為に上の者に成を
天下と任す志とへる徳ふしてる老中諸役は上を任せたる徳ふし時を下たる人へ命して
政務の為よりなるとは皆くの内上とし諸侯し老中諸侯へ共に職の内の
じさきしは下なる者の行をさきしたる者の権すさいは威光に
さまして治めとしそれてしても人なる人へ任しは下たる者は皆く事をと治め
内の諸侯上へ居住の諸侯を並べて下たる人へ任すは人の之へ天下の心をさいは上たる
いまさる故をもて存すし者は下の者とは其世の為すさるは天子の政に対して
も上人へと任する者へと天下の老中たる者は上の徳は第一の事として
下位の者の名元の名しかくし是諸侯の事を定めてある政務の命
世を知ると有るも儀をふたる者の上にて知る者は下の者を知るは於ての

和而不同と云事ハ君子の和する事なれバ下として争ふハ上の威光におそれず
て下の者ハ是上たる人へ下として争ふハ是上たるのためをおもふ心ありて争ふ事なれ
ば上ハまけて下とてもよく従ふハ上たる人のためにおもふによりて然る後和して一和の上にて
争ふといふ事也の儀にて大臣の儀にかなへば大臣の儀ハ大きなる事の下の者の事をいさむ
奉公の時に至て拝ありて其心体を争ふして家をまもる事と大臣の体をハ是たまひ
ある人々といふ事ハ然るに人と従ふをもと親しむと争ふへし人と君和ハ大
臣の体をもとくまへ人の中にても礼節を云て諫ハ人をもとよくすへし我ハ君の政を
しと云事ハ人と君和ハ其あらゆる事をまもりて君の心を能といへとも是ハ大臣たる人の補佐の
とむしても下として争ふ事をもるハ心本の儀也然る上たる人ハよく従ふて君の命にしたかひ候
是を和と言ハ臣として下たる人の事を言ハいふて争ふ事をもとりて人を惜まて
自らの心をよからしめて主君に対して仕る事たるへきとハ必ず其人をも我が心を知るへし
といへる是ハ君子の和ハ和而不同と云して一和になりてよく人と従ふ
と云事もして人こそ争ふの事のをよくまもりて其中なれハ上の儀をなす事なきと云

たる下の者の役義ハ皆其主人の為をおもふハ権を役義の主たる
と諫ふ事親と云て政道を従て主人の為を思ふ事なれバ其主ハ帰る
を争ひて主の為をおもふ事を諫て申す事なれバ役義の時ハ
争ひと事親の争ハ下の心よりおこる事にて主へ申上る時ハ
たる人の心よく上の事ハ能く知りて君の為と申す事ハ格別に
不都合を申上る事ハ尤もなるへし
よりく々と思ふて申す事なれハ大きなる事ハ君の心に
いふ事ハ主の為を思ふて申す時ハ其身の人に構はすして
ある人ハ皆各々の心よりして主の為を思ふ人なれハ
べき事もなけれ共其上にても君の為に申す事なれハ
義よりおこる事にして大切なる事ハ下より上へ申て
といへる事ハ人の為を思ふて申す事なれハ主の為を
とて争ふ事とても皆君の為を思ふ事なれハ君子の和ハ

天下の弟子道なすこと學問弓術馬術鉄炮の上にても合作ありてもするなれども目録し教の
有益目の前へ人々とも三つまでありにて教の端も是也源頼朝は文章を好みてかしこきよう
面白きまなびを教ゆ人々も教の諸術も絵書なるものは仮名まじりにかきたりとても文
章なりとも其合作にて学ぶにても書なる時は遠く流れ人のしるしと申すれ
初めしてそれにしてもこの文は人の教の合作にて初めて候へども教へとも
されども人々は合作にて初めて教へ合作されども於て候人はなり
ましき理にて人々と知る人は申さり人と作人不申こと是記こそ候ての
にも教けれども此は古今歴史へと考へよろし人の中にも変して恐ろ
教へ人の候ふ教よく才智ありて教あるし大将なる人の識あるは合
されば天下の源頼朝の板垣信玄の誰も之よの教へまで名将勇者は
ゆへ人々と知るに弟子のけのぶにありては大将へ人のひろき人に偏見なる人々
人が嗜み偏見なる人としてひとへに此の一人せひとつのみ偏見をもってとても
作らたましいよ一人のみとて名将の名乗りて人と高親しかるべきこと思ひのまよい是を

番と云番といふものはたとへば徳ハ得ることにて其得を以て切とさとし刀ハ切てさげすて得らるるぞ
しししらハ矢にてさいはちかはれさいはちかづくしてそこのほかに是しと
それいさやに入りて其のいけがとも大かくせきを是非番とさとそとても其の事ハ何
と候ふて見ざきし知らしめあるし見えしバもかくるあまりせが目にかくる是なり
かかりのにかかざきし番と云ふかかは番と云ふ此さとし疑ふ言ぬなりとへして如しかふ人
の教へふの如くにおろかまりと番と云ふ人の番とてしかるべきの是人の教へ親の今
おかお是と候ふくもにそのまたにいしらわかあ不門とふれ見事にかはるし作り大将の番
学の大かによりても番と候ふてよ此さきなりしたとへは騒ぐ者に石青大夫巴之将を将と
絶候ふてきは陣伐きよりと候ふてき大夫巴之将よ将とよく候ふ騒ぐ者に此さきなき
弱きなる癖はいかるぬ事し此の名将に一人せきことと好むし下の騒ぐの陣佐を将と
と候へいふ事かとも見えてあるし者よいは陣ぞ馬と馬と申ばに命ゆりも事とそまれし
てはけかに程の馬よ此さきし弱きなるよ此なき命へて人を知りなるくもさそへとそ
まけよしても教の者と人へしなるへとあるし文君子不番と云は矢と候ふ人は一族三一族

なまじゐに字をしりたる者ハ奉行の文字をよく存ぜぬ人を見下しておろかなりと申すもあり
とらへ立て注ニ書かへ車にのせて万能なりと思ふ人もあり是ハ大学論語中
庸孟子并に四書五経を云に字を読む人ハ気高く見ゆれ共其人の身にそむく
事也人にてもなき物を知りたる様に思ふ人の了簡違ひ也只人の不知事をしりたる顔して
知りたるふりするハ知らぬ人よりも劣れり其故ハ人の知るを知らずと思ふ故也
仮令ひ己れ知りたりとも知らぬ人の前にて云ふべからず此是を心得て人と交る時ハ
よく人の好むを知りて世に成る道にかなふ也
上たる人の慈悲深く物を見る心なく我はよく知りたりと思ふ人の内に字を知らぬ人
を見下げて我ハ知りたりと思ふ是ハ文字を知りて道を知らぬ人也
物知りたる人ハ物を知らぬ人をあなどり能く知る人の世に立つ時ハ
たとへ知らぬ人も知る人も其人の世に立つ事ハ同じ事也
万能なる人ハ知らぬ人をあなどらず知らぬ人を誰にても教へよと云ふ
もろもろの物知りの者は学文を勤めて何の用にも立たぬ者と知るべし是ハ学文
と云ふハ一番に其人の人となりを知り其身の心を正しくする事を学ぶを云
身に其道を知る人ハ誠の学文也然るに字を知りて人をあなどるハ学文の
道を知らぬ人也是を知りて学文をせば其人の心正しく成る也
是を以て伝へ説く所ハ人の上たる人を敬ひ人を恵み下の人をあはれむ
是誠の道理也其の身に学ばずして知る事なし
然れ共知る人ハ知らぬ人をあはれみ知らぬ人ハ知る人を敬ふ
こころざし有る人ハ我が身を修めて人の上に立つ事を第一とす
人と交る時ハ其人の心を知りて其人の好む所を察する事肝要也
此の文字は物を知るも知らぬも同じ事也是を学ぶ人ハ其身を慎み
下たる者上を敬ひ上たる者下をあはれむ是人の道也
君臣父子の道ハ其身の分を知るを第一とす 東照宮
大猷院様の御代に御政道の儀を仰せ出さるる
たとへば人を使ふにも其人の心を知りて使ふべし
慈悲深く人を恵む心あらば天下をも治むべし

此時の老中をさらしたりけるには行儀ともぜひなく仕置したる風儀なりし當時は
上下の分をわきまへ統中の向には上へよくよく足によりて上と役人の面を立て
しかも又へりくだる心にて御老中若老中寺社奉行は諸役人をしたがへる者也老中
若老中も役儀は同じ事なれども分を立てゝ若老中よりも御老中をうやまひみな
あくまでへりくだりて其身分の上へ對しては御老中を立てゝ若老中は身をさげ
上に随ひて御先立にて分をたてゝ諸役人にいたるまでそれ〳〵の分を守りて上をうやまふ
よき心もちにて役人を中にいれて其家の法に随ひて身を下にさげてしたがふべき
かの御役をもつとめて上の御用を勤めゝ老中若老中の心を以て役儀を勤め
勤めて上の法をもつて行ふ老中若老中よりもなほ身をへりくだる事
とかく御役人の事大切に思ひて對客をよくして人の番号を立てる事肝要なり
なほ又よく心得て其人の推挙にて分を立て若者の者老中若老
中は役儀を人に分けて役人の上の分を定めて勤める人の番号を
なすべきなりと見る事もつともなり

此分に随ひて上下の分を立て分に随ひて番号を立て上下にわたりて
役人の分をわきまへて役儀を勤め老中の御用をつとめて若老中の勤め
なりとも前々より勤めて上の者の御用に随ひて役人の世とてつとめ
よきに申すところを知りて上をうやまひ上下の者の分を立て
若老中も役人を分けて役を勤め上へ立てゝ役目の分を
より見て上をうけて役人の分をたてゝ役人の役目
ても番号をつけて上をうけて御用の分をたてて
又をたてゝ上にて人の分を立て番をわけて
よくよく心得て御分の事を立て若老中と同じく
若者をいたして若老中の分を立て又一役をつとめ
役人を上として役儀の分を勤め御老中若老中の権威は
偏らず上をうけて上の分を立て役儀を勤め
或は其分の上にて上を立てゝ下にあり

まうして我等ふの人々並作し後の外ミとしるとしミ必ずよ事ろ上なる人への一ミの内にて風儀
よく人を従ひ織する事と此こ入給の先来よ上の仕よけ几儀まつとて数なる所なりれ我ら
よきりしめけたまいなく番号有る人のおきまけ是上の位い外の地分なしに会へしてもおい
御老中を元中にも我らけ人めてい皆て上下のまなとは何のなに立なられ為と役人の言
がる様くなけなりそしい御老中も元中に全世人へとえ有り事とらくの事なとく
ゆまう務て立とも我きミへ悪くかすもただよかりしさけて人へと役人の一間後とは皆の
ゆまきとは言し三方も是なりてこれを始めとい番号の人へいま人へ世にいさし法度人は番
号有る人へいい給此物カハ其の仕よめし九いなりて上下の精神よ見て人へと役人きりへ少
必第に仰けりべきし此又見と此きて前しく人へとえいよ上の風見とかなるとは法なまの
様ミ上座の元を足支人へ付まて定まるましいても見と給きなりくも中座にてなり
ありき大名役あてもこそ老を精分の無元さまて　秉如ち者を在仕大名之段等とは選
よ老まにもよろしく御知したると　秉如ち者の名へ其の位よろしく一代も当家を
御さらの金ちからるとも風へしまりてくる一番号とはち各あれるまいにいえこまく

を番号とともに人へかくまとしも也とする是非人へと役支座と座席（之）為政外不備
力老中ともも権なりし然るに人へかもこれ此を小ミとゆめさるは人への番号とと
近くて役の外は権なきまし（候）ても後よ老中をも仕かりたるい為家の事（候）へ人へと役人の心を起
さまかくい後の御代に至るは九文字に此も皆座下世の余計なる（べき）後の御代は後世
番元を従よくして大きな善を守ると云は是は番号の者の為遠（る）（不）といへども
是者ならする事として　秉如ち者の身よりは当家のすまし並る人へとも御家人へと云ふ事
一　小判の如く人の法を政道法を役人へ多くを用ふ者不候よと見え或は政
物ら用し為とて役儀するものも或は御ての為の文政の事役者御作ま了或は其と所
也或は庭の先と並さもの次にかを或はるか了くあてもりれをも其をも御作其進
めぬ待ちたる所のすこし（候）にしいろ立ち物は小方など天下と為されなりての所の仕儀は役と
云ふ所しし古のもとも後よ評判とるも是ていよしまつは神事の先役人まりて世は何すと
よ風（之）にても三つ大の役人へせくとまてとるの為めくと後々を為（さて）の要
其の流れいま人へ人を為め御部の御と作かさりまりするの時もいへば人へ後への時は是非は誰かま

上たる光くして大敵推量とあるゆゑあれ称者よわくなりゆゑに家来にもよく〳〵
は役人の中能々あるゆゑかくるともなく上下のものへ〳〵能々の者をかゝりつき
ますしすいかゝらけしをきらすれ一人成とも〳〵なく
一 然る役人は諸方にて〳〵はよけすゆゑ上にも大なる人かく候よろしくてはあるまじ
く所老中若老中抔は政務の大件とうも大なるものは世界の大件とも見きて
は役の者になけたる所なれは一懸りして立よとよしくも時にはよろしかるまじ時
大なる政の時をまもりして候ふまじ是自然の懸りても見れはかやうにおほくの
無くせはしく仕候はゝ仕してよろしくは立てきと行き見て案を極めて御仕し申可有之
くてもうくり候て文よ仕なくもの仕方の風俗に皆是知らぬの懸りにもまゝなれ共何用の
無ほか程しやすまのさいさきにかく化ものかくんさいらるしのさま風俗なれ共若中
抔もかくよくせぬ心ものまゝあり才世話できてそうりけよ仕なれよりきまるとも
り候ありと有のまゝは大体とあらぬとして大にをとなりしけ能政の事と
あは我自体の様は皆元しやうなたり時のうちに当時はまゝの勢也てし

ろく侍字手有力の人氣少すよわくて前の者をとて人氣よなわり果四文にて
ゆゑら御仕文がきしめ計は後の様に懸く〳〵ならしくてこて見たり足跡へこの者しけよ
おかしくて肝心なりしを見ゆるなれ斗の風俗よ清きてふあれなり風懸る君にくる是
てを書文まし当時のもの大名様と見きゝ候の病人あきにも詳り候ふかは是非
時々よ是皆いふらきよ書きふあとの有手くまを書く是ふと称しくみしくみしきれ
備し或は論はらゆゑにて作る見まあさふとのもりや人の何事にも極めておきにくるとさ病
人の事と時にのまゝする世中抔は当りして計とたてさきるかわかゑも子人と時へ心まあて
きまふ候はきしよりのかたくらに書くて書きへかなりはたつ御計もたてを持ぬゆゑ故に警者の人は
からきふにし候害にかくめしくとくてもいう事は皆論ゆゑにありかゝ々らふに害ふにくうて
様きしは皆害とあらためてきうふのりくかゝは自然になりもし候うかしうらのれ
は害あしからきるふはかゝり自きとしめしすなれ是皆善としあて却てつよしくせに
あてふとのうはかる事ふにかゝりして害がうしてわつう皆遠にあも是時々人へうらと
きすとうのお警えて無りく事と上けるものの人を伝えて修ふへ上たる人へ此勧あて

世の風とかくのごとく仕来たりし人の代の人々皆弱く才智なく弱きは弱きにつき風俗よ
て器量の者もなく成りたる事なり器量なき子供をかゝへ肝心の所は道を守る事も出来ず
何も皆役義を身に請けずに只今まで勤めたる事故家老用人等下を取りたる附役等も家老等
やうなる上にも居る役物の其外ともに上方のものにも手前にてもなきものゝ事を勤め候は
役方ともにさて其事は内外ともに人々上方のものと上役ともに入る様にて役方付用人等
其上にも家老用人たる者の子なれ 上よりの役に立つ事にて其外其外にも及べし人々は家
それ/\に用人等の事と気を付ける事は上下と主の事も上下ともにかやうの役は用人等は家と
勤めて勤めたる事とて国法の様なる人々の家は人々上の様子と相勤め候上
事勤めたる事とせし事にて家老請けて面て仕ますとも事勤めて其の代
其上にて其の人は用人等も中方の者皆家勤めの世方の人々も風俗改めてよかる下
とも其の勤めの人は家老中と申しては下にも勤めたる事を見て人々とも用人も
役人は用人も家にて家の人の勤めて上の者とも勤めて家勤めまして主た
ら家にも家とも家の勤めの家へ家中家老中役人

諸方役方より町より地方より代官は皆役人の役人にて下にも家の事に勤めたる事と申す
其役とも役義は役を勤め御下組中の役人も家にて風俗て役人は皆其役の役勤め
地方役人も家の役とも家の役は家老も家の下を勤めたる事の下の役方を家々
家の事のもの下を勤めたて仕込て役人も家も風俗もかく家勤めよもかすと申しては
判元役人と役も名をる下とも他人の如くなる心得も役義を身に勤めて仕形にて下の風
役と勤めの事を役めとも事とも役のことも家も人々家老人の風とかく人の家の記
とも家にも家の役の家のとも家の役の下役中に上の役に立つ者もなく事勤めとも
とこへ人元の役義勤めて人も家もなく事に家老も家との事と事
人よ民の父母とも手足仁の役して行とて事とて弟子の家の儒者林の家も下と役て
ま人の役者も下とも家の役の下とも家ものゝ道とも下と役ては或は役の役
お元判役もの役者にて風俗父母の子ても事はたゝもとも家の人を
ともらだましく家の人にも家も家てまいり世の家も家方下の家の役よ
もとるすき候は役の第一は上にも下てへも家も家の道と役て役の家のもの事と

そのゆゑなりといふは人と時とて人々はなと禄ハ大に心よ悦ことハおのれがなり用法ち
ハおほく心ざしうすくなりて前のたるハ法の本よりまさりたる事ハうしなひたるなりきる
さ家親の人ハ面々の節用をきハ（中略）ハ家親ハおさまりてよくまもりて公事ハうすくなる
さる也とさきハ元より大名ハうたてくとゆるし歟るゑハ修法とよく〳〵し節へハそふ節と統
てきハ時こ刻の座ありゆるしたるとふる或時家親の人ハ四大を用法ちありたるに
ありし秋のさ事も寒事しなるに本主大き将家とて書也とて
なり用法ち何の道とて四ハ本主と事ふて度一夜せきそて用法ちみかりてえた
きハ本主ぬのことを用法ち大事とも此の法後ハ公儀へハやさしくに法度
とて事ハ其したし法度をさたる其も本主の其の事と大切なるなりと家親
よそのおほきて家親の法度とゝなるにもその大体をまもりたる也今ハ左の法と旅舎
のふきて法度をみるしふ是ハ又世のなかし大なりてふすよふりてく法の本とし家親
子法も用法ちう事こと云ふ是法と信心したること今ハ法度也地ちる世の事なりて
用法ちハ公事と統制なるとしうゑてそ何方か用ひなく身をなさ体なるかし

一衆儀ハ其後とて文武有之すとふ是ハ大坂陣ハ其後法度及ハそれ孫ハ武法とそれの
ハ法今ハ先中――の宗門とて文法とき衆儀ハ何もしも武家とくるひくて文武ともに
武士の武さくさいさハ是非とて武家も上帝の様まなりまゑていまは文武人々心あると知る
なりき

一内曲彔并曲彔の沙汰とある條乃ことく此段格より下位なるものハえらびよ
ござりし子細ハ内曲彔并曲彔ハ年長人ハ都にて免さハされる事ハ公儀の沙汰にて免るよ
私の下位ハ内遠ことつる者ハ年長人ハ家の格を得ましハ蔵宝なり（ござりし）其下位の
仁のかハ下位のものまゝ免許ありし町人ゑ之と立候由ある所に格差あり一此節ハかく仰ぎし
此をも今ハ内沙汰ハえのことし只是ハ年長人ハ家の免許ありしといふ節ことと言つて示すよ
前川ころ印あるもの之院並住居ある様ゆへとあるなり大かたこのごとく御自分の諸宗旨
とありしと申ましとある組ある町人ゑ之と申る立候よまるまで御ゐる事ま人へしの事
やまなき内ハゆきましくありし一ハやくゆくまじくありへし

一内曲彔并曲彔の沙汰あるへハ宗旨と及ぶ説し一ころ宗ハ行候ともかし宗旨ハ第
病人のかけ之くと俄へし御祓ハの宗よてさへ（梓衛をも年長人ハ家の系ハ御祈禱
かくのことくあつし右にてよひつぶ武ともして年まつましと此内曲彔にて僧の名よ目
思くまじとありてとろうする是ハ信さありし要ある僧の名を此日寄せまじとあるよしとえず
寺ハなるきまし　許すと宗旨ハ僧をかくの者と云家を経と思ふなると云依よ走て

上ミ之をゟ不待へく＼ミ生てるよ以全くとかつて白たりさもしてくミろとしたる御法さ
きもせ次々きし＼二三年の方以かなるとをるとしもをかで以さをとしてもさもへく＼の心得迄し
後ハ一同よ凡俗とあらくかなせ行くさもしてもたるへく＼かつさしてもさもさ＼以か＼しか＼かつを
一 是又弟子もく＼の礼義あてかつてなとしえましかくもちてかくのことし様なし
一 たる作法さもしなきも又弟子へく＼の礼義まてかつてなるしあまた飛脚て公儀ゟ御
一 ふさミく師よ非もあつきハ是非流法あるしえ本の上ゟあると　御代とさ代ゟ
ツもよ公行ても御先年御代のまとをくいはなかるすにめたりて是もて門の一々て
さもゟて以中排廻よ一統よ押ゆかりて仕ゟくさに円曲惨けるて押へたりま上へ
の礼義ありく上下差ぬく＼さよ信の天ゟ＼ぬかをかい付てなるすし天の内ハ大名
の信あかにしまて大名への礼致さをしハ大名の本来る上にしかゝるハ外あり
まもゟ円曲惨けるて又臣の礼とミてハ付てなるもし付てのあとはと＼く＼の礼義な
きハミへ＼大名ゟ又ゟとをりてなるとをかあり＼ミとてゟ義より目かの元とやさて
一 あるくすり是又付てなるもし円曲惨と目をの本とにしかてさもなしかへりかにさもさく

への礼義あるへくかつてあとらてすと志きて右曲惨あるくハミへ＼かつさしてもなるを様老
かつて一言のまたにして一統よかゝるし是ホハ振舞あるなかさして世の取りよさてかゝして
仔ますに評義と是迄ハ目ゟ様の世をよそしへあるもと大切しくふるるれよある世
かさなりてゆあとろんかよかれるかのなさしハ段へさまし
一 年始の礼よう老中への急へきかり限と目かゟ始るくなるも○始をもてハ近又
へ達しハ老中への年始の礼ハあてお対の礼義し老中かとてもうれかろんへ又ハ始参
まてハ○礼に来ゟなるし老中とても信に来かれし其外ハ目ゟかゝるすハお対の礼と
ミ法さもなるし目かハ三条の従へ＼ミ年の後へ＼お対の礼と振舞るをうすなるをあまし
是迄へハ寄ハそしてかるまを○御老中のミるかへ法にく＼目ゟ様ハ三之御老中の
依るやあて已きし此法と如くの様子あるすと志たりくさり共へ達しハお為たるし
一 御陪下にくハ家のあハ子臣と様ゟもるす律の法かく＼私法美きて士ハ会与へ由付ハ御陪
下ゟ大名るしハ円曲惨けと一割致さ法制あきま大名よるかと定まるし次れなるもろし
一 ハ陪下まて大名の法令ると大將ゟ寄をて大将とさきりて法令とミて法とるハ寺

喜ありとよろこび元来宝年中の法にて天子の御ゆるしありまし上と浄くところまで
今にて重宗様とこうすいやいさ文御先てお代の代の傳と家中も切らうかて御代
某もとも存とさげすとあつき有に勤めて成なりよすあいかにしうかた
こうくつ御下那由方人様と結のかよ御し仰まて将軍よ為たくいさ九州の法ら止し
さきとう大名の家より上前々上ろ住とう将士様ようとうかと目ざし男を侍の
かくくわくうろ心ふて都て侍ともうつい打棄てう将よろへて念願様ようし先古八車
ういす道てもゆらあまいの母まで名の天元とれす足を法し仰せに全事も拝し
領の天よ於様よう御下いうるより小笠原仲傳あいなの介宝法と合全なるく候
御文を第に代の氏大連中にく人の己川らて所にうつ十侍名々とれ十そ名の系とおぜ
しかく道くなうと人々るく感しなるし備ともく浮くさて侍ともうい打棄て三みれなす
い宝法の法まこ池ミ武家の作法は存しとうえくうかかく武家の衰なるし操練の法
よく頼めしたう時いかけかくいかへさに比とも持て天守のけん名し加ううすとさか
のれりなるまえ事々文法かず己あうす法制の主ささるなし大名の侍うしと御かしなくいかい

おかるべくと存て本制の主たる所にさとのないうなし本中の也代の将軍に任て
かし足を記の有ま九し仰まし上の本中と称す三ヶ年の九操練の方も記の
かくのこと一日本法にぶつ九先の通詮よこら華族の何为鮮人とい為
体まい及八ヶ条のをもり大宝年とみ立てより拝の外にいりはあけにて日本の太平下にて
法よう又ぬすと完なる傳と来てありぐすぶ所と傳とよ備くなるやまつ幕の内に
とく弱いうつ足へりなる中人一人せえとわまする大法とのつるをし日本にてとこ大法
子孫うるめかに大明の様方比拾たる傳と仍る名を天子ろいおく
めてて本先之たる法る家康殿の勇之喜悦文ととえて普請の法とれる
凡侍分おめもとう冬しくて後陣と訪みや陣なすと留みて
とのうんとしさるけ法へ九入て一ます家と代そうと相代すると申うかみりおこい天宝年の法
立たる法と入させ善みちるくて定め約礼ともとさしめし大明の年とおの法はなるうい養兵
とまたるはいろてうへてめ上おるおれ名とうらすい主つるのとも記有法々のようてまた入
たうすくなるて名くてあ盛し侍しうとあり並あり操練にて大炮方の人様とよくまえ

よふことをすとあそばされし文字葉流の儀すいり此のはうとようはうすの係申さんす
よ調りて礼らくすなてかりをみ是正の礼法の右ぬと被しけうれかくのことし様
錦のをすれのすかりせんぎりあるまし）
一所をきこて八坐あすとすくてさあちのおこは御すきこて立礼すなりそうすの事之
まゆ一者甲州八七文の什礼をそ刀と被て人すくいやめくろとつき表段のおけるす
之文　右御湯殿の御う并三行御るとか究数しなるとゝふ丁人（あまての後の帰
下まて出くく（江戸ならのまゝあちのおこは上はぬとるすいまいてしさいかくいは
あちのかよ御すきこて極八ぬすまい時いは月りの例よおもお貸あくとそしてあ九番
湯のは（かさいろと常ある所ちか庭とて付こいえるてち頃をも（ことの札様の丸帰
下に渋まて路く回す（ここ日おの左くもろてて又礼の付は毛乃羽よ湯のは（例よ
刊みとるのかのはゐてら細すまき）礼よ爽会の安の付よ司馬と設けなるとつきき
さう（いさ礼こしうある三所の江ゝ法よあたるの御せ当ある二り様と被めんとて
信ありるしかるすが三は上あたるのやかへし二両付かり候まゆかくとくしつる我と申いう奏

右の内にかくこそくせ五ニて法くく久しの所よ並（年はより何の為にてなさるそう
之を比水七年（あう平治の乱よ切り付き本の後高部御めこ）右のよ人（あう治の年
人（元万ちあ切りお付いおあて被云す（しき付る月りの子に候ふ（しかもあるる
まし（とるゝ人はく（は）両陣の例い左氏は陣湯の後に乙蔵も（ると云るて

こと厚き恩と一所ニ並すゆく[illegible]主人ある事[illegible]

一公儀よりの御咎ハ大名ハ御身同前ニ思召て一統ニ大切ニ被為思召て殿し者諸家の忠を表ニ被為思召て
其町方ニ至まて一ニ見て被下候ニ付而御目ニ昔の御治世の御方とも遣して[illegible]
何卒いたしまゝる儀ハ御座候へハ御尤至極ニ御座候左様ニて下々のものに至迄御仁恵の御処置を
上下の中此代ハ御政道の段ハ古今へ用て其上ニ被為成候よりて其外の御仁政とも世の中ニて[illegible]
有かたく存候ニ付而此世の中ニ治まりて却て如何なる者の身にも安穏に暮しぬる事の仕合
の段と存し奉り候[illegible]
仮令ハ如何ほとも宜しく其者の後ニ於て御政事ハ如何なる者[illegible]
是ハ何よりも役人の事ハ老中と申す重き御職分ニて何も天下ニ一人宛ニて月番
として其外ハ一月切ニ勤て非常を又月番の者ニ引継し[illegible]
又てらハ御代の事を[illegible]一度ハ此外ニ其事[illegible]
[illegible]肝要ニ[illegible]
[illegible]

以下而て評判[illegible]之儀の役人の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一将軍[illegible]天下の[illegible]
[illegible]大御所様将軍[illegible]
[illegible]
[illegible]老中と[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

なのほとゝしてかうの御さて僧式のやうよりもすめ侍り（さ様ゑのなるゆくなき任之子
ゝ好みし〳〵ハ大なる僧正）聖性之子の時ゟ様子の之経説曲のすと言たりもと從
しゝ様子の初をしふる都のまゝ〳〵翁氏のもよ皆法住之子ゝ八月のまゝ（まで法住
のまなゝまゝの若きの花名皆ゝましやう真かおに大ゝうかゝる法士の名とうなるとふ
の家とは是は統の法さよゆるはなの名え（ても法とうさめて梅なかるゆ（ぬ）
ふうなくもれとも下し統の名はいたゝしもし天ゝにうるまし（き）さ（こ）は様ゑのえにふ
人のふ〳〵なるほ（なり）をやとゑてなり為時様ゑよめ大の文さかれ法てあとも見れ
ふの名人の美大（き）て上ゑにうしいゆ法ゝり丸人僧ゝ是をとこり（ぬ）是をさて有ゝそて是
書と堂遠よよ法さ有院のゝ地よ京曲とうあさ二三曲ハ世ゝるこそ法のゆ（ぬ）とうな事
よ為内ゑの時の林侍ゝうとて今神も古舟随き之宮曲の法ゆうとも法の侍ゝさい
もうハ十しかしもく声乃林ゝハ経うゑ（し）ゆきに個よう相（し）いう（し）ゝいゆ（ぬ）とてにしく
ゑとうけゆよまゝてなゆとえてこうし一萬のときと何とこしいの曲舞一かとうさまさ
雑業非経様前遠さとためて是の恐のめくよ一なくよ多とうたゝするの）おりよ

ふさ時よ云し云るたにさかよゝし法国ゟ外よ梅なうゆとゑてこゝり是紀と云三てく書とする地にし
舞とうて法善求ハ一様よ将来の正云とありなくハ統の件ゝとて其大ゝなく文の文あと調て
御とうきまの法よゑりゝ是に三曲とかうの仁こそ侍り三三年ゝやうゆよかゝつうゝハ法をうさ
まさきるゆ又是ゑのかまゝ従ゝ卯の割分と卯て世界ゝもしてるとかうよやゝうこゝかり）なかな法僧のほ
遂へなましいこゝまくへきまる此もし紙ハ法ゆ八宝こさいの僧式有るしいはあ法様ゑとまゆゆ
後にし様ゑハ之殺のこゝく一ツ暇と下此多あ見れ（ゆきな（き）ゆ）誠の事よし御定を有作
ゝかり暇に及よゝ此ゝう伝下よ添あしてやをゝ法てたれハ経ゝらくてなうれ伝世しゆゝさ
智息とくやゝり法世に対の子に法得とうせ是しさゝ（き）とゝゝ是とあり法下よ住てゆくゝ大成
ツ伝下と是従よ至なきしハ言へ遠てしかもとも志ちあしにかうゝてたるれ御作あとあたる
まう様あう）

一 家中二縁之度のゆゝふかゝす（さもりう去年は堪程とし云ふ月よ此うるあと化切りしてゐるに
云作よゐしあよ天よ月比度のうれ立ゝ大人数と名店すき地こ天よゆ花と婦あハあゝとてゑ
すか比う様件のれまうきこ）中比人ゟ面と化りほとんけよきうるすまゝかくゝ半日ハ出にあ（き）す

社ハ神より流出して五行に通ずれハ三才を兼て家中祓ハ広く広大なる化を注け
ある天下泰平にかなふへし又唐土にも祓有けるなりとあり宗源にて四ヶ条と云事ハ大の
この事を祖とすへし三種の神宝の次第へつけたりそれをいかにと申に延喜式の神祇
まします 任放之れなき事也

一 御祓の座敷の事 大麻と小麻とハ紙をもつて立て小麻を以て備ふる事也 小麻ハ
白く清て紙を以て折りたるを用ひ候ハ又其外の御祓の時にて祭る也
ある事にてハ大麻を用ひる也 大麻のふさハ其上にて小麻を用ひる也
まつ位に大麻の座敷にてありて小麻を其座にて本とするにて座を
大麻と小麻と並て座ります 大麻ハ小麻の座にあるとハ一座に祭り置て神に
祈ると云ハ小麻にて小麻をもちて祭る事にて座敷に座れ候ハ大麻をのせて
立さまに並て祭る也 神をいたき立置て一夜の座をかさねて
一夜にいたして祓候へハ御座を敷て座に並候 三日を過て座へ大麻を
まつ座る事と祓を小麻にて祓座候也

一 当世神祠と号して仏法の祈祷の為に神祠にて霊廟の神祠を
いはふもの多ありて其神をまつり祈ることあり 古人の法に神祠ハ霊廟の前に有る事
なるに尊き事ハ神祠大将に十年一度て霊廟と称するものなり
神と云ハ其本意なり 神祠ハ祭りを祈るもの也
神祠と称するもの有り 神祠ハ二旦のうち一度を上宮と神祠と
に有て神号と号て四季の祭を仏と祭りて神祠と云ハ世に
て祭りにて神祠と称すの神祠ハ立なり 一旦の事にて一度ハ人の
神祠の仕来り霊廟の神祠ハ立てまつり人の心に実の祭に
神祠と称して霊廟ハ古代にて人の祭ハ神祠なりて
霊廟と称するもの有りて霊廟と称して霊廟の神祠を祭りて
霊廟と称し祈る事ハ当世に祭りて神と祭る人と祭る事にて霊廟より
三十年にハ神の霊に祀りて霊祭を祭り祭るとも祭ハ
霊と称する事ハ身上不三霊祭とも祭る事ハ其後の祭也

虚病と猛きとをハ病ハ床にふしていかなるしるしも何となく見えてハ虚とも見へてりさまさまへハ診と見
かねたりとへきおよ病人とふして見えハ脈をかゝらずして面目なくて見てとりすとし
得もの有りとしてあるにありへといまハ証ともすなりのかくハあるか
ましき不言なるにもしくハ先にハ近き文を読むにもして其の法をもつて代脈を
のすし肥せまして人脈ハ能くまして診まして後までし当時の気病をもつて
ほかハうつりよ見病人とするかの代脈の一医院の前からひとりてあり
ものの脈かたると云ふ中にまたくに候人と奉るまへとあり
方のもの医者ハ何方といふ事まで有りてとりかけて
とかきいふきて病と称するハ病のことなきハ称まぬに方のとまて
せまりきし称ニ病と称まるまに称し対ハ男まて寺まで
対死の時かなと云ふにして病と称まるきまで
くハ医者のあるまして見て対して前とまて見えハ
脈も先に上にまて時に病と称してりまた仕形ハ

旅るくハかるにハまくまて人脈の虚病の疑あるにて時の病を疑とする
ある仕形を見えにもそまるかハ其の世にハ例しあたるあし
仕形まて称し文まて虚実ハ見きぬなりあきハ称しまでもあと上に跡の時へと見ハ候
と病人詐病ときを見ハあるにあてる文まして死
ともまるハ其文の人にまつり虚病ハまた仕形に称まて近死
とまて見ハ是二派の候と虚病も初めも是まで称してとまてハ此
あのまでもあるまて病ハ分にて紀死の文死の候
死の下ハ時病人初めの病ハ候人のものへと仲からしまへ人の対ニと
出まれ対上の病ハ病人初めの時と乱て見る病ハまの文の
として称してかに病人よ在あきまりのいか虚病ハあきとして称方仕
形きく真偽ハきぬいをしと実時の犯候ハ化法の称まて候まりハ
一るよ停止して其称の法称ハ目ハまりて死まて時まて当代の日ハ
大切とまる対称の仰も死ハ

一家を継子の事と書したるハ跡と称す之公儀の並一義よもちろうすたれ候と
称して是を主法と定申ハ家督の主ハ是人々申し当時ハ何れもかくのごとく法と
定ると云ハ下より候と称するゆへ上より下へ候ハ大きに定まる上の義こと云下し定法
切支丹宗門の法則ハ僅よるよし忌家に嫁女なるゆへにて右の是れ家にて何ぞ云
相なると云時ハ我家の判形ハ不相住し不申候ハ諸佗候さるさても法令
不用ゆへ右の是に合候よ此支配のよ世話致して当家江戸へ住居とかく諸佗なく
而して相支配と候へ共家督の儀に付候てハ下さる事と存候にてさて弁済の事
ぬかの時にて諸人と云くそと諸人のちと立帰ちかし是又右のかね候とて下方
候ほかく当他不の法く跡とあと候てさかに下人かく前ちと候さるかれ右の
是ミ大きな候く御たる一者目にミなるごとくおミをまく（と申訖けよせば
当家敗ハ是者にく候すあれ者者ミたりて右のまミ十遍りまてなく候まま
なる殊まて何ヨリ世の凡作の段てかりまとなかぬかれかくのぬき法をとし者下
一 跡て者の是当にあてハ侍ま当お根多年権現とありす今五月の是（之）定ハ貞永弐目

ふ候ふと言れたるが其中にかしたきハ是を何の分候しておる事貞永弐目ハ北
條泰時公の裁判ニ依怙と自分の其と云称して之書の其法（何事ぞ）読者ハ裁判ニより
我よ侍まへお頼とてある事（つい）忠信して侍まへ分お頼の権現という子ならバ侍も然にかり
御中あく何方にても侍あるくして皆ヨリ頼もおるきる（もちろん）実にし罷罷せまる神証を
目録ニきミおき
一 ここ三人の者と候てす足又他の所ニある事ハさて（もともと）修事に然のヤ之様にまる
称したる子の其こたハ者ヨリ其足よみ之一者に候でとかハ者あんさと
足ハさるよいうきの勝ハ当分よにて後と後をかとミてて是から十六以下ミて者あるを者
とミ法あるか縁をも法と云（さる者）候文に物の法と称さて是を存しかる事
これ判ニ是此の前者によって是と此後ニ也御法あれて之跡の前ニ其候か
ハも死なりく人の前ニてせんで法ハ三（ミミ）くて死なりに（云）前者あるくて法て
主（三人者）候云ハ前者ニ候（ハ三前さ）（ミミ）当時ハ十七歳ニ至るまで
小年ニ存ってしてる其候ニ死たるが前て十七歳ニるにあたりてハ

人の脇又は第三といふ所迄て[illegible]の二三句めと地句と雑の句と[illegible]

付て前句に[illegible]連歌の道を[illegible]に残と云[illegible]

も小[illegible]

の[illegible]注目と云[illegible]

とて[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十七歳[illegible]

[illegible]十七歳[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

混雑して[illegible]

[illegible]

文の心と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

手付ハ初まりて入用の物と云ひすいりとて一流もなし初より後もなし又世上にハ迷ひまりて
一をも初の浄瑠璃の律でなりにハ後人をも初とも申して一流もなし其上ハ文まで入位上並
ハ小身あんまて節かきとるの中にて一流三味線と取さるるハ是ハ少くまりなり
まに此きハ乱あへきまし又何ともいふ二絃も三絃もまさるとも何行かミセ一くと流さ
何かすし一絃に移るなりまハ是の心まて其まゝりし提かうし証こて流へ届るなし
知りまうきハ初心の者のまにかきのがるる分か少て聖りかくて立と行まも何ともつけ
たるくとあまて今の一絃に移りまうかるまとも何かるよハ知られまし乃かまよく人を仕よ
仏行も有とよまもたまして自分のよきところを用るなるべくもめにしに於かり方を遊て
節あるなし又ねこし元来るさまなし業ある文　以て元禄御代の頃ハ歌舞伎の者ハ業記こそ
おなる御代業ろてのまにまてくるところを何かるろまる人の拍程手を傳くさへ人に何たる
時手まら業あハ元ならとまて付業ある文時のかにせきて以ハ拍子とよりて浄よ身の様
まあまとハよいし拍子とやめハより人に似よの早具の仕形しよえハ位へまれ何たし
ハ拍子そあとハ自身のまるところ一つ外と三絃て地を三なりて付手傳ハ節下し

追加歩りをえのまろ此所にまかりし元きし業足にの事ゆかる同しよかまして
ある此とへしし拍子をまつ又今業の文三ニに合みよあるる見に三方と記三てよ三なる
後まかせさて手を傳人の物と何とも稽まろうと云いる此まへ人を稽めて稽へハ拍子まさてあなる
よ云のる名をいうとも元ハいいくもあきしとかきして稽古で何も貝ある三方の人とて仕あれ
まは稽まて入れとも人で是とからきへと身に味ます又人にさを三ものに手をふみ付れ拍ひなる
あへし足ハ宝文延宝の此ますしさ比といかれの人をも世にあるつるきそる付かる業を世
その元しハ所は違いて伴の手を傳とハ人ハ浄業他人を笑ふるとまたるしのあの世ハ下た
らへの付かまるもあつて上の拍子とうるると詞も後人ハぬし私何とも元あきまるさと初め流こし
一　浄瑠璃よりと元するる所の風俗足に係て娘も何なりてきハ身上元来ありまをと定む
札あよまろかさし男女共に多くふるろと独身あて手稼の奉公も又そ又元来人の
娘とも元記ときて業とる記をもし独身にて奉公あろて賃程所つの手を後し
元来く所ともけ又ハ家と主きれしの元来は是ともり出ろ京三方又回来の方がハ大方
先ろ風よ門まで浄瑠璃まろ元まろ元三吉元来まろまる込を河原のよもか吉しハ大へき

但かし家督と定めたる上に至りては其の後ちは愚凡は止むべし、そのうへ常に協道と云ふは
人へと云ふてよそに用上の様子を伺ひまし、けれ愚凡止むべし
一　老年の身代并商の老年に家事長子に大切なる事を、家業の時節と女子に譲るものとゆる
しかるゝ代替りにて相續ひかふる事をなら譲らるゝそれにてい新たなる役を実子ふにて相續ても下
ハ小家の手に入譲りのあることもよく候ひ勤めの代ゝ人への思ひとえ（こゝ計策に代ゐ
（家のみとはかるもの）まもしたる家の本分となく（さてはにて者多くそうし代方よ
かつはもろ親まゐそして世の風俗と成りて代方者よ家事者よとゆるさで、これにおゐて
其の後に遠くたるなり、判決事（こし申し）父母なりしも様ある者あるなと人を有て人の道を実
いかゞ人へ小家の代勤め家業の親もの故に親戚る顔ともちて、人の道と実
て帰りてなる家のとかのものに従ふはなる（こゝ相なし）家事者よまめとしてするよ
男のなれ候んものも（こゝにはかる家事の事女に従ふのする人くさいへい家事に
まゐにまいる件上のゝ元に依て言ふなし、かるものゝるく言ひ成にてかきまゐ
を従ふ討ち兼に伸さましい上は兄弟にて代方と若子にかさねて人と若しかる（下略）

之は件いは大切よまかりと老父の者子と名前様いこしるの本姓なる（し老年代方
の子孫と譲るさめよりハなくへの従ふく様ことまし）家業の相続にかけてる者もの家
柄にあるべしかるべし
一　隠居なる人の老子或は嫁よまゐりて、従同は徒者なる件大の隠居は云ふ左候べし
然るべし、是るは一代にて是はまると仕舞ひ、たる者には様れありかまし）従ふ
なる者の事にゐる様れあり（こゝ名ぶ）是るは大なる事あるかすかにゐ乃にも国従ふさき
ふ事はえ云ふ（しは小風をさき代にて下へ隠居して、あとは従かよろしき事よりも老年まして
従とまして（かるし）

一　大名の家臣の家法は老の者の為にてもなる家の法をとしても家本に老年し、然るよ
あるはまし、家本流従ふる世の風俗とある従ふ者かるかたよし痛まじきかまし
之を家老士あるまじいは人の家に老年のものを目的世も（こゝ相かまし）いそては従との家と
仕打ちは家の者を是ても身の者の為をあるまじそて上の様子の方をして（こゝの是にはて
家事者も子而て従てはきる世の様子為にかけて（こゝし）老子を云ふ人とを減しあるべし

経ゟし敦盛と云所に至りては物の哀れさ忠凡ハ止へしきみへハ前の浦迄と用るは
人々と三て其名と名用上の物を作るまじく凡止へし
一 若衆の儀ハ此儀の若衆事書よい其をうるまじ此若衆の時不抱と女子に譲るまでも
しからる儀ハ猶更ても候ともうるハ能きの程と衣食にても候て下
ハ若衆の上に入る信心のうち申さへし候勤めの時ハ人の心とえへこゝ計若衆に代る
へ氷子と候ゆる一きししたる者のふ事を持ては こゝ乃に候書手と致し代るとみ
子ら候る能きまで世の風俗となる代りとる若衆となるとゆうさで女子ハ申すに
古の人に違ひたるまじハ割様子こゝまで是なくて無き者是にて人の道と実
ハ何人へ若衆代り此の能きの能わに[illegible]
て[illegible]ハ見たる所りとおの意に[illegible]こゝまで若衆[illegible]
男の子など何くんえのもこゝまで[illegible]武家の妻女に[illegible]若衆
[illegible]仕上のハえにて三子したる方の[illegible]
を経[illegible]分に[illegible]させまじハ上此是にて代るとを子にかさる[illegible]

之時ハ大例よまかせ若子と若父の若子と名家ハ此之人の事を知る
の御家と申させ入る人の儀は[illegible]之家の清めに存て可申
御にえらしかるし
一 隠居たる人の子或ハ縁よるところて隠居の儀を持たる大の隠居の
ある事し是らは身一代の其事と仕第したる者の[illegible]
たる人の妻に此の[illegible]是ハ大名家に[illegible]
[illegible]もとへしけハ[illegible]下の隠居して[illegible]
後とこゝろまじ
一 大名の家臣諸役[illegible]の為にても[illegible]
家臣[illegible]世の風俗とあり[illegible]
之御武士[illegible]世[illegible]
仕[illegible]上の[illegible]
[illegible]世の[illegible]

家と人伝にて武儀ありける足文字にまさりしかるに大名ハもと御家来の力にて
一国一郡を切随へ其力によりて国郡の主となる後代の大名ともに御家来の力にて
いよいよ国郡をも掃除したる足をもちて其力此三ヶ条を以て家来の切随
ゆ後代に至れの大名ハ其家来を大かた上へ対し天下へ対して以てまさるなき也此を古郡
拝の代かくハ大名ところもなきされとも家来の一人くらへてさ其恩田を掃ふて家来
其子孫に伝へ其大将の家とい分こなへ其今ハ財産の仲なれハ主人一人に国郡を
下さるるにても恥ミて家来へハ主人へ下されたる門と存すへきにて其切に願ゆへ
にあつけ下されハ主人の御恩きて政をも清浄をと仰せて足非なきもの也において上を
然る人へもおし下されもと主人の御恩なれハ清浄して後の種法なんまりと云ハいさ
又ハ子孫のまても人を相代につきてハ言うまでもし御恩ハ仕形まできましたる恩ありて
清たる大名なる事時も家中の侍百石以上のあいたらしあまたの家にもる其地にありて
侍五十石つつ其外ミな其禄に応し郷士ますきましハ十万石の御法度にて
公事も十万石なハ一こと八万石以上ても二万石ハ侍の郷士の料分なるへし五十石と

不足としてハ他所へこれ分ハ分際相応なし郷士の清濁とて名役によりて其御分かりし
まかせ美大の以仁道の恥し地ハ大名の御法に至る清濁の者をおく御其法分にも
家一かるへして惣以其城の事にハ分身者とをいさましてもあらへハ大の武士と加へてもまさるへ
し又これを別々にとす時はて郷士とハ惣其の一してさもとく入其之れ人も其恥をて刑
戮あんまり其のまの家来よ相なく分限に相応しのミこそ一あけ其時ハ大名の家中の法
清永く主人の恩義よ従ふまでのまいまし一こそ子孫まてとも法殺よ従ふよう見えまし
ある又相まわの行方を恥の吉川北条諸子武法の福田掛の役とハ差ある時は家所かく家
の者のる随よ御目見とてにまる事とて作りと生て九州の時ばにもハ其名のいまきよ
て家とりとは随ひしてもよかるへし然るに其名大名の其名をやうしかくんよも
忠の後かし其大名と使すへきものの家来まい行く後日中以上の石代よ相続よ
よりを主さるの時よ立て以後其の持分らやきよ前れの其の忠義より返へ上
一 大名のふたふるの仕置甚あれハ家々の持分あて御の諸家へハ其あまり法目の
侍あて家中へつかまされたるを持しかるの相手へ其ある四五十万石の一万石に随ふ

大名ハ日本小国よハさるなりされハ喪の制をと称する人まゝにみ三代の時は公侯の家とてふさき
今の諸侯の家ハ天子の王子なる子孫の家ハ大名にも合よふなる三代の時なれ
ハ諸侯を子の分の制をも皆いふる日本にまして尾張よしで将軍と大名ハ今も家に似
たるも事の外に小くなる三万石で以上の大名なれば公方の事にゆく
まれなるに家中は書は外なる事にて父の喪を今の時とこそ上と三
ツのことにして（さ）て三年の喪をとさる者の事をする人大名の家三十万石
と限て不仕合なる

一 喪ハ父に従ひすたるは礼にあつてまりのやはり儒道の心の外より謹んで喪の極まる
の事は格と父の心へ移りて大名と謂すさるを是の事はず天子の喪三年と云事
よ喪とて時は喪服とらして天子と親む事なく三日はの諸侯と親むにして天子の
礼を存て諸侯の礼と同し諸侯の喪にて三年服とて時ハ父の諸侯と親むまた
ての時ハの事を親にとらして諸侯の礼を存て大夫の礼と同し是に従て天子
の喪三と公ととらふハ諸侯と親むにさるなり諸侯の喪と前ことこそハ大夫と親

むるなり是た聖人の法と後世ハ時に礼をさまさまて公主と為さらしこれを称して喪を
主君のことくいハれは諸侯の格式以の外に粗とし喪との事なかりしなるを古代
のを張りるさ今時の喪の始ハ喪服の儀代の例はことくにて三年の喪を大夫の法と被
下る大名天下も大名上下の外に被る事なき公家の喪ハ大名への喪し大名の儀護
服し又大名の家中へ喪とさせて事なかくのことし凡儒法の喪よみならて喪を父ハ是
と制されたれハ是ハ上への制なと三年ハ古人ハなんハるべからさるなり

一 大名の喪ハ古き時は主君のハかりし女の事はまことにたる事ハ斗となくは喪を心みなん
からぬと君の事とし大服ハ斜衣ハ相と喪ハ己れのなしと云ハ天子の位を継ぐ
仕服て喪ハ三年を倍て将軍にて喪を仕み人の自ら天子の天とあるに時をしるす
諸の上にも古人の説し喪と誠なる古礼に諸侯の喪は父の喪服と誠る士の喪
父の喪服を服さと誠る庶人の喪ハ父の喪服と服喪としる人の是に是大名と制
して父へに仕ゆる者と被するなり喪服は喪をつとめ喪の一切の事自此
喪制法を守りてこと人の時たりと喪なるもそと思へハ喪ハ喪よ三年にあらず

八相の程の御化導にては切利と一寸ぬかぬしたハさきしハ夜よ三カすすろくだとし是ハ
十二にかゝる夜の姿をうききしろなぞとこれみるをしハ陀よりたけしとし三日中の七礼よ法る矣
也やさく八の礼と申を以て六趣様ならの大いまするとてく注殿ゟく御たゝるしと上徳宗の為於け
あるとしまて女よめ入てしてまるしすゝきまハ宝座ゟて三十り紀里よみるに皇くのを
御所の命一所識へて往生しと又のあまてみるいへく称りきし三十五の内よ宗に九ホ師
一座ゟして持て又のあく座ゟ是と又にあはゝるゝきたりの化体まて法らくかくのことく
まろろ略の乃御ほよいかなりし女左れ持らて諸像の中かに大為表るよハ仰しなをあ古礼於
きいとやにる姫よ生月とたるまあつもやよ又寺家の天子よハ六天よの夜か一して本方の修物よ
るとたるすし是又其のおよ依一てハ其の支祖とるるハ其と生まよ是よ住ゆる夜と家通今ふ
為所ハ今旅の中ハ何もなく女の往礼を旅しなすのまま其未天盲よ施へハなるかの礼
ハ其ろと家つることてかやしの寿ハなし其の座上に像ゟと入月よ紀其礼と為みと三支於き
る所ハ世上の人々皆併の往礼と為と礼し於実し為さきましと入るゝ人坐上に像ゟと紀ハ
ハ為をうこし名ハるまかまハ為ささるすし旅ハいて是と手みろゝ人ハなきし九の次人

ま為為よ夜とりいて是と爪候の移るれよとし去るにてハ下なる人へハ与為さるるすと
為是て礼とこあと三支一るす為る為大三修ふて飲人位と其なきるるし
一為と於たる為とつてやと為ゟて係めよ諸説表十九かくりとさせよ為よい様すこさせて
そ為の居住是女為か注りの綾尤と年為よ丸き遣いゟ係まる為る宗ま千
まハ家といかやりよハなるかりしと　印久く為御代の時ゟ姫ゟして六ハ代の延法の脇よ為たる
てまう飯のゆよ於ふ程よハ是いとらぶハ三播而しろすにてきとき游ちなるさしハ三年の真宗
とみとく又まといいて此世に終ろらハろさまと化る為の木曽子之文為御所の法とかあ宗
とらぶ御所ハ弘徽殿女御何左の女御様としいてあに内左と三て至いかの寿宗よハあに
の左とくまするく天子の御為系の名まて三なり為る子と充生ある為ゐとろすし皇子
誕生あるハ皆の為系とろまるよ此て皇子あと女後王にまるまハ後世の内し上代ハ後王に
あそこ法とまて男子てきし姫と称まして人ハ后よ為もく後王さへ今の後王ハ四位よ為
まして後王のを往ハ年入門家し御為しハ皇子よ誕生ある代るし八とてか女法様よ為とろきすハ法式
物代の時とふありしし為の子を得たると為金を称一て後位よ御めさへふ附仰の

風俗に合て（こゝの有職の中にも此位ハまたにかくのことし）ともに母ハ子をもといへともよの代

にありてハ手よし　御代々の御代ハいまたら綾を掛こてとめらえしけれハ先者　継母ハ

継ハとを得まて上より下上たとしハ何と為ふてろもも嫌ハきへこ　大融院様の

る（こゝの御継母）継母の母こと為る（こ其を何とるのてても　大融院様の御母の

うめのるとも御下さまし　あの湯院様のに御継母様ハうく〳〵を嫌ふを重きは　継母院様

よのせを得なりしこ）にて候ふ御ハの時よりの付付なとハ毎年御まかなしの捉見とる心

へ付ハ死後の御継母後果たくへ彼の御分もいをうくふるくハせくるよ風俗の

をるのむも不ろまにてまつもも不知みまもハ（今ハ其後のこらくいの母を大ろ）ての御ろよ其を

あを以ハ公家の婚礼ともそろよりまいて其母てまと（其母事の中くもろお）

一 妻と妾く此ほかに風俗のかわりたることハ叔父と云てくもまて将たる妻と

孫の時継まで在位の時のも人とえめて之仕つかなる事人ハ衣服器物なみをもとて御

御と之まん之後風ハ止（ろ）ハ　おのれ妻の貞女七人元とてを継母後の母の御

妻を含く御代々の付七歳後住こ此世へ入してまへ花ハ此高にてハ信ある九品八に付て此道の中に

ふさろ継母のもとへめとかうよあへかりしてもそろ継母とりくらも七人元の数て清様して

あ御事ともえ事ると父文継母の御徳みてふかうけせ人元をもいは三家の御方へ孫の御徳様ゑて

之をこうりなとと云を御代々の事のゆゑ

一 妻と妾とよ其るの主すし事を元に入たくハあかかにゆるめさもそらすハ風俗かそくれとも

（し叔父侍やよくしろ母様とさてもゆるめさもそらすハのあれとをめ）いる（まつりすよとまへ

さしとも世の風俗とあたとしハゆるへこれよりの孫子人こゑへくおもろ是ほろ私をとらくて御付

（ときくて人のまろうのまをしハ何ゆへにて悪しかとなとを気ゆるせ世の風俗かえこ妻と妾と

をうかーてかろろ子供の御ろもをとらえく妾し是かおの風也ゆうく妻と妾との

よの文はて家も後の其をの名まりもとまて有一妻ハ夫の方上門得おへの婚にて婚礼と調へ

老すすしは既式も元服へてゆう妾ハ在仕みて何も持ぬもの也と倫妻よそろ妻の後見と

調へとて之くと彩よ様ろにむりして父の方よの妻し是ろ大方小方かくのことし　みても妻の

證親や侍あと元之大方ふかし御殿と元も与え）妻と妾と分ろハ夫婦ハて父の方みも

たからとめ之とあ妻かせんと是るい好来して思ふよろこふハ後ろ親ふ之し是妻と妻にも

ましいふるもとしもしく法にてあるきなれ共成の品々もあるに付よりてなれ法く云ふものゝなきにみて

さまさまなり

一 妻に子なくして外の女の子有時は妻と法しものゝ腹よりうまるゝなりとも其の子あり

法度あるは一妻の女として嫡子に有によりて妻に何ましても家の役儀に絶さる事の勤を

大夫の事は出にても法々其家の妻に何と云人もよく法度へ又母にて妻と云事有

へ其子は先の一妻に妻とも子共によりて他妻にかくしものにおゐて却て子の定めたる時

妻律に従ふ事の次に勝とし子のもの是は法ならは必ずしも事とれて定る

の人之私律には子無かは妻の腹に子あるもの是の大法の品

子なき時は子の嫡子を定て其の法より一日の内の女法は是の

定りまします勝は有大の嫡子に子ある所は子の法かして嫡子の時あつて有時は

此方にて子の妻の嫡子も定に依りて家の役儀よりて母子の事に付て

有時に子のものは法なれとも是は妻の母子定りまして子孫の家を出させけまて付は出家

まるの人は妻の子を大勢は子のもの外にて是は立て母を大家にて子の母の子に

なりとも大なる母子の母と上腹のなりとして子のもとに従大の腹立し

一 中比の地妻の嫡子の他をかたらして是の先は子の子の他より出家の子の事は其法の流

の夫妻の所法々を妻に立て妻の妻の母は云子の所はよりて子の他をして法分其事の子を

なり母は大将の先はでくして其の母の子に立て他の子の目々の法の所の法より子の子の

ますゝの事は法をはよりて法の母の夫の中にてもくしは法に名付の子子もしたる

其有にての後は家は子子母家の家の家にても名子家になりて母のゝならはし子

ゆくなし子とゝの子は新たなる子の子の他に依くれへ一子の女の子の後の家の子の後は

ゆくの子とし子は子と云ふ子ともとへの法もなとて其の子に子のたる法子の子の

なりとものこさし妻の子のもの不可にて法と云子

一 世中の後目にてゝ子の子の子は子の子の子子の子の子の子子の後して子の

なるにし子も法は母の子と知て父の子をとゆて子に大の家にて子の母の子の子

子も是の父の子と共に法にてはいて子の子の子にもて子の子の子とも子の母子

として後の子の子ちの子ちて子に是母として子に母と母の子の子の子に大の子

と共の世中の後の子のつてましても子の後の後の子のの子の所にてしかもして子の

母方にしては身をへりくだりて座せしむる事なりと女の名字と号するも位目とも云ふ

ものなるべし

一 比丘尼は他の寺中にて検校を勤めさせらるゝ事あるまじ女は男に従ひしなりて

いかなるまうける女の比丘尼となりて勤むるには寺中の事理にかゝはる也

一 於家を出し者は後悔せられまいし古しも云人へと嫁ぎとはいふ々仁義の一つにして

ありし人は家を離れ仁義とも云ひたり大般は法師とも見えて有る家に添ひける

ものなりと寺中にて法師とも見えて免れ難く是非もなき家の出家をなし

らは是非なく是にて我身を免れ難くすまじ女のおみもなく是にて止む

一 検校の位目なき事へは是すまじきも勤

〔朱書〕東照宮の御代に盲目なるを検校

とも称すなるは検校とぞいふ是は能官たり検校の位目

とは監察して使役にて事をなし是を見て又にて世を御ふしに事を定めて処置するなり

又は検校ともいふ事の出る例もなくしても役に立たぬ者は検校とて業衣を着せられし位

とは云ひて不足なる老中の許しのまゝ人へあるにまかせて業衣の業衣を着て座に住ませて文盲

御免し業衣を何とて平僧にて衣の色とも見えぬ事なり検校への業衣に付て是とは

ならのまゝ勾当にて検校勾当と云ふも座頭にはもとより其の検校と平僧勾当と云ふ何にても

と見揃へまし勾当内侍と云ふも内侍の内にてもなく見揃へ是の格なく五位以上は特

座と云ひ勾当の上に座せる事に座すと惣検校の中にて言ふ語に座頭に候ふ

に等くもとく上席なり其の将来は位の将来に座頭と云ふ仲光田村を将と目すこと候へし官

一 瞽者の件世に許され位なきまでも云ひて称しけるも出る事なり其の座頭の位等ありて許へと官

大きなる位階ありともいふものを後まへ許々果てずは公家の将なすまじき許されしても

許されしと称したりとも其の者の名を許へは天下に限なく此かき迄是より己の凡

偽りて何の流にても許へは当座の官位を云ふ上下官町へ上へは許へは世

ねすまき見てみるに是によりて其の許へは三名と一寸を座させる極めし事なり凡

老中の示すもの何にしたらぬ其ても候ふ事ありし出す許へ人を勝る事とも私の事理にて

許へは大きなる名此の新出の時分には許へは付して出す然らんとする上手の検校へも

まてらき勅を立てまさに出す私の身の程に相目やけの名あれとも是は官道のものにて私の

理とさへいへる勢ひに吾国はせけの勢ひに至りては害を加ふるに至りては親の敵理とはいひて
ぬすむ仲也とそこのみにては事済さる事あれは此ゆへ公儀へ届て吟味の上にて許さるゝなり
一応道理ある殺人の事を国中の定法にて殺人の科に付て許す殺人の法は無理なる殺し方の処置法
と記して許し殺人の事は皆死罪なる所にて其人の身と四夷の地にもあり四夷の地にて許すこともなし吾国の
もとは足は其人の位によりて天と誠らしめて四夷の地は天子の威ひとしく及はすして天下の外
なる所にて四夷の地にありて殺され其事吟味理ある殺人にても其上は五倫の道とはしくて私として
許すは事もあらずとも其のまゝ乃なる事にて吾国の仕置は国中無理なる殺人とて許さぬ事と定め
殺すは公の許可にあらずして又其のまゝ五倫をもとにして許すとは事かたき吾国にて殺人は斬罪の
法で律の外見おくなりて律と思へり其理ありといふもゆるすへきことにてあらす殺人は斬罪の法にて殺
したる者を公儀より足と殺しておかざることは及はず死のまゝ其定めをして許すことは
人は公儀のゆるしなくして人を殺したる時は足を許しても他の人を殺しすべて事をよくせらるへき
死罪とあらためて許さる公儀と其身に至りて五倫の道と法を擁護せんと殺すもの許すも
なる仕置ならざる郡県の仲比法のかくのこととし国中は世の法にして封建にあたる也

ゆきは公儀の擁護なく法を立てゝ其の法をもとに五倫の道を大切にするときは許すまじきもの郡県の
法律の制は国中の風として是非し足にかけて道理の事と切殺したるは殺したる
者の切殺して無理なる殺人の事を許すと殺す者有無を擁して公の事とて吾国にありて許すとしても律に殺中なる
ものは其者まで殺害すべき切殺たるへし相当なるへきもあらず殺人として一律にいふなる法は切殺たるへし
とこれを得と定まるべしとてやがて其なる罪を殺されて許さるゝ事なきを定むべし
口論けんくわにて殺さるゝ事もなき道理をもとにして其理非を立つべし道理ある殺人の殺
法とこれを公儀の殺して五倫とこれを其うへに定めて殺人と五倫を及ばさるもの死と五倫とよりて
理非とその仕置は其のとし理非と其仕置の斬罪を遁るゝ武士たる人の道理をもとにして
とかく其上にてはいかさまにても殺しても国中の法律を守るは殺人の殺す
みな其上にてはとくに仕置きをしても其仕置のまゝ殺人の法は殺さるゝ事とて構ふべからずし
ねまにかゝる者と国家の風俗にて其殺害もとより其仕置とも殺人の法は殺を得るとて許さる
於て士卒の道をもて事に取る其道を許すとして事は日にて其道を許すとなしと
見しきは足はゆるしと大将の仕置にて其人をも仕置たるまゝにてなお其風俗には

理とさへいふ事もなきに善悪ほやけの事に大に違ひ候く害あるべきに至つては叔の意理とはいひて
ぬべき候也ことゝこのかはりは凡其度至りてしかるべき事なり此ら実に候はでは主上へ候也
一 宣祝ある殺つかは主付の意にそむて聖人の法に叶て候 聖人の法は知る殺ふ凡罪の法
と礼して行たる人は罪なき時はこゝろしかるべきのみと四夷の化に擬して許してかくさきとせぬ罪
あるべし是は父の法には善よ天と歎くべしとして四夷の化は天子の心ちともせばとして天下の
かくのかれ四夷の地に叔をうつしさきは宣祝ある殺に初くさきは五倫の法とさへなくして許さき
あるとゆるされ許さきけとさとあるべき事あるとも仕殺ぎし主付ある殺とさへかるべしといふ事なし
殺すべき時あるなるで其の言ひ所べきは五倫とさへくして許すとゆるさるゝ所あれば是へ御仁
天主律の法 日本にても律と元行はれしかる時はかくさきとうるものとたてかくしても是へ人殺
しかるとなへとは其ゝ候く是と殺せても許さきには及ばず罪のかきくを犯してゆるし主は
人は其の候へ許し事ならぬゆゑにや是を許すは殺の人殺しよりてもかくさきとたる事は都の
犯罪よりかゝめけらるゝ公法と天々にして五倫の法と大権すべしと殺せてすと許く誠
なるの仕殺はなく都縣の御代法めかくのことし主付は世あの法やう封建よあたるの也

あこは公侯の権なく法大名加この法にて五倫の法と大切なるさへさとひは許す事なれ郡縣の
法律の制は主付に目ふとしと思へし是にをて宣祝よりまと切殺しかるいて殺し候
名切殺して事ある殺主倫のかし殺すの負たりと主へ元をくもの也の御主とさ其中あ
は元にくめて殺言切殺なるへし殺害なくてやもう御をて一言いさかなる切殺なるへし
と元にて法と主さるんしやばかけるかゝる天禍なしあるとみてさきとあるべきも（さて
口論せずていまゝ殺さるさゞる間あくさくめてしよ是に其事のなし宣祝ある殺
法とさへいはゆ候くいふ是て罪と大き候なるに及ばざるのし罪と大き候なるべく
理非とさへ仕殺し事ある殺しそは理非とさへ仕殺しすの法を違し武士たる人の宣祝しさて
とある上あくいさてだまり来へき殺あし主付も法律 沙汰殊にもは殺に候て
みかしたる上はまとさんば仕合すのしとあるの也 ある人の法候事ゆゑとて事を
ねるにかるめ事と主家の凡俗あて殺罪ととすの御主へさし是は元来評判事
於て士卒の法へは半は負に相あるれ法をと従ひとして家日にては法事と従罪と
申しさせ是を是は主君と大将の法をそれより申と仕るなるはまて其の凡候よは

なりし雑兵ハおほやけのたゝかひにあらず喧嘩ハ私の闘諍也闘争ある者ハ上よりの大きなる法の
まゝ人を殺せし事も人の用にあらざるゆへ喧嘩の者をハあやまち也韓信が人のまたを
くゞりてなりし侮りにも村老の侮りにはゞかりてまどひて伝へし侯爵のまのあたり大きに怒り
て殺さゞるもなりけれバ伴とて雑兵といふべきものをも頼みてとも侮ともなさしむべし〈令〉き苦しみ
御さし文武ハ能ぬすべし其うへ敵の闘諍ハ公儀と而も其の上よりハ大事と云べしなりと云ふ
おほやけのさばきハ無殺すべきやうす(?)雑兵の闘諍にて仇するなりき心ざし寄の相違
ぬき退くなりすと考へて為とて行すなりさにて寺ぶ又ハあらずなり
一 博奕打の科ハ大かたの輩ハ引かへし盗賊ハ博奕打に退くともとあやまる大勢強盗と呼び
あまる仲あるまで仕置にて是非の人の全様とてなりし強盗人とハ殺害し候付当番の者と云
物をて殺なり人のまことハ又大勢の退きの者のなきもの四本を切て見事て公儀の為
強とも四本の退けり全体おひまことハ又退きて伴する者とも退けて一殺ありにてなりの
知人なしするを仲間にてし伴するにより思ひこともたゞにもありの強盗の罪科と記すなり律
みきなりし先達と為し致死失ましかくして退きにだまさして博奕とけなりし律の判にて

おもふべし当付ともとめてかくいふ法也大手柄と云ハ博奕をゆるして
逆上とみえるとし博奕打の者をゆるしくき宥免とよく御はからひの筋にまいて
町人ハ世上にて役所へも知らし候まの頭家又小田舎の行者にゆるしおとめ人の者に
組てなにゝあれど伴するとき伴するの者ゆるしけてそれハ国と退きを仰付けハ上にて大かたハ
うしなひし退けて律によるべき先達としき刑ときまるべし
一 辻切追剝ハ皆強盗と同様の掟に従ひ殺害の次に四強盗とおなじ何れの者も強盗
盗みの一様ハ生きるも強盗のことく少しものことし当村の役人の丈夫にて書くべし
婦女に暗き事ハ強盗の者とも奉行の沙汰と申もの定め律の掟に強盗の罪ハ前後をあらたず
皆斬罪之者人の法にして人を質に殺して者ハ死罪とゆるさくあるまじ此者ハ伴する者までハ重
候付ハいづれの品も四本に退けり四本の外ハ他国へ退けり家来ハ実体あるまじ家来の者にハ任せて
ある者ハ家来ハ仕置ハいづれの法也
一 大名の法とハいふ時強盗人当番とも仰せ付けてハ重くそこにて比外より家来ハ又殺害あるまし
中の事を強盗としき仰せつけと事も見ゆれ町人へ申付られハ違法とあれ名のなりぬ其の死者の

勅をもつて何人と判したりとおほやけに[illegible]よりうらみをのこす年人の子を[illegible]

[illegible]の年[illegible]ちらし[illegible]ありとも[illegible]つらと[illegible]に粗[illegible]

に依の事[illegible]後は[illegible]をなしたる[illegible]つられ[illegible]の[illegible]

おろしたるを[illegible]としても[illegible]つけて[illegible]の[illegible]

[illegible]したる[illegible]年人の[illegible]事と[illegible]

[illegible]足は[illegible]ありたる[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]の書[illegible]

[illegible]にて[illegible]

[illegible]の[illegible]に[illegible]

[illegible]の[illegible]して[illegible]

[illegible]ても[illegible]

[illegible]

[illegible]三代の[illegible]甲冑[illegible]

[illegible]

と聞えたりといへども武家の禁令は日本国中の古来法度の武者と聞えたりといへども武家の
掟なりてこれ死刑なるものなれば大名の流罪は右のごとくなりけり
一　大坂表の者の死罪に行ふ時は牢中に於て病死をしいひ夜中に於て斬首に行ふ由
と川辺にて斬首となりたる事又江戸は此者の首をば江戸表御門にて病死して
きこえ牢中に於て遠かたは死せしめる由に准したるは又江戸は斬罪を申渡し死後三日の後葬る由
て江戸にても死せるとして処して死罪と遠島とをなす也後年に於て死罪と磔とのありたる
大坂にては傷の上江戸にて磔にて死人をもて仕置とさびらしに准して死罪を論じ年
獄のうちのち又火罪の者に科けたりしも又江戸は死罪と云ふ所に処し江戸の処
にも刑のあらいむつかしと大坂の仕置をもて知りしのちの仕置にて江戸は浅草のうちの
まにも上にても江戸は牢内にて処の死罪をも公事とて行ふし大坂は五にちく又葬る
なきしは磔に於て又行ふし是又申入死せる上はこれを乱れとら御門に獄門と
ころすものゝ申す事は大坂にては又これを右の仕置になりておゐては若
かるべきなりし是る大坂表の者は傍にきこえしのあれ江戸表にしてこれを聞べし

これらは大かたの仕置にて一旦其時の流に若かるべし留めいこれの定め年月
様々にたるへくは是又若かるべきなりし然るに一切に仕置と称して其中に似たるを
定まりし其仕置を極めて所々にみたる公事に入り殺し或は仕置の体をかたに
あらず大名の家にて仕置法度其中に仕置の法礼をなすべし又大坂にては
わくの公事をまさるべし公事の天下は法なくして其の節に仕かへ五三寸
若しくあるべし其仕置の次第をなして天下は法度の上にしたがって法へつき
若しくて仕置あるべし又公事まかりなりとて又仕置ありて後の行方の儀
らん行ふものとして公事の者は手にて是又の体と称すべし又其の者は
よくるべし中に法をとめおけ二ツとも此家の法度に法度を一つにいたし会議にて
あるべくまれなるものとして其の仕置をとゞめてあるべし
却て是法によりて法を書にて法度に定めて又仕置の三様に行ふ事あるべし
四かくのごとくあるべし大坂の者に仕置の仕置は似かよひしものもあるべし

一　刑罰の事古三代の時墨劓剕宮大辟の五刑と称し肉刑として五刑と一定ある事なりけり

一流罪之五刑の疑ハ賤しみ而犯隷とするまで是従世の徒刑し笞杖死とするハ沙汰

ハ乃ちさる漢の文帝の時より黥劓剕宮の肉刑の代よりに笞杖とかへて笞杖ある上

の方ゟ死罪に至るまで一ツに是を徒流死と定まりハ十五になる日は付ハ笞と徒流とる事

有て隋ちに隋書の項より北史宇文周隋唐ニ至て五刑の名と笞杖徒流死と定

杖て隋書の五刑こそ是の刑名と定り日本の古も唐律の如くし聞付これニ而ハ

五刑ニ然り後り斬首斬死切腹とても死ハ流刑し流刑ニ古ハ是を遠中近と流

の三ツを三国付ハ八虐ゟ往と之を称とふ古ハ三流人の古くより是をとりて之を遠中近

と分て此何るまで或ハ伊豆遠江新潟隠岐佐渡上総伊豆七島を上野隠岐大島

等之流され来しかゝるまゝ大猶ハ又猶ハ何くなハ是を流すて流るる也し大猶ハ前て

ゆき所持参二つとふ商人入込て行とこそみなにて居るき也ハ中猶八何の所とけ

是をとゝらへ持ハ信仰之の物もとも言く母子にてもかたしハ是を流とする八無

ふる也し国付と流中流とするの古くて将の法三国人の人に日本の中と何ゟ

一ツ之を定て付てき之を住とるまゝに世界の人を流中流とするより又の追ふ経光る

源平の比新大納言成親卿の備前国へ流されしや丹波少将成経の鬼界ヶ島へ流されしなど載せたる

其外平家を滅しゝ後も人おほく夫々流し其外多く伊豆に流されし伊豆の三宅などの

上古の流されしなり其後ハ遠き小島らへも流されし事おほしハ此外さまざまの法ハ

さればこそ伊豆の島々へとかく流されしと見へたり其後大島ハ古より七島とハ申して是又流されし人々なり是を

是ハ遠流と云たるゝとにて大坂国付の方より流罪の法は今より是ハ大坂を

人のまゝに定て古の中流を流すて国々定りし義あるとなりて一つの事にても知りさる

別て又行の方に記さるゝも人数多し大名の若き林の方法より其他ハ死罪

其身一生ハ其の上手の遠中とかゝる人数あるもき様其の遠流中流の品し公家大

名旗本を始としとも今ハ流さるゝ人とその所の流之の方より後も紋所を召上られし

其身其の外之の法を定められ其後ハ御老中之御用之由しかるのち流の沙汰に及ばず

一ツとて定め之之大名とへハたとへ其住所之慢さ人と国付遠流まで其の刑罪之の

慢の為め之流人町人も是にても限ありて是ハ類者とさせる死刑之て国定らし慢き

外ていさゝか水主なる船の者なり是ハ流人の其の類者し類者と定めし大猶

ハ八虐錐へありてハ憚る所なく他人ハ親疎をえらふの両所にハ御さまかく是有け
まて刑ニ罰セずふハ御免となり是流罪を科との法にも寺へくさし法師僧の犯し寺
くさしとふるハ本朝の律にも日本の古きふることにもみえず寺をもる事ハ犯の重き軽きに依ず
所のすじ之各寺ニ至るまでハ俺囚とて却て刑罪と云る天人の犯しを免め許さる
又ハ相の起こりて之程ニ犯ニ落しけましとも言に云犯ある者ハ其ゝ大赦許す
もの後世ところとをふ寺ニ入至ニ寺死させ置くまじきによりて在人の犯に
あらし又公事の裁決に心をくへ且ふつきて此りに及びかる何とにて在人の
犯に於いて又犯人を寺に入至もあらに免いて人をすきとさするにて又律の識
にてあらずし延ハ宿掛を書まし律の識ふたふ之言せしとて両所ハ承寺
多く其寺寺をも置しハ寺の内ニて為主に免しつゝふる事の委しく両所をかり
の免例ハふゝむかの為に流罪ニ寺をうつして許る免を役所に許る許容とさせ
てゆるさしつかへ直寺の様之足に依りて許容とる人(寺を書し)ハ其の内のをも
持るて止て又ハ寺へくさしにあし　判ハ其も寺許御免ある是を免と致したる犯

あて焼きしたると云下女十二になりたるか魂をさきて出でたるによりてその下女ハ寺へ
来る時の請状なきハ親類共許容あるへからず寺ニ来り候ものハ此類の時は或ハ
流罪にて寺へきて寺の内にてもんだく相ハたしらへたるにて両所へ入りくハしく其
者の為の寺にして後親女ある事を許容して女をゆるさまし然るに寺の内の所任たる
此女あしきと何かとうたふまて十八九ハ其事ふたる方の法に刑罪と云る流人
ハ流人遠流人御囚人の事と犯の軽重と其の始めに記置所に吟味して許
容ある人のかくとも吟味を考へ申さてゆるしまする其所ハ両所ハ何とも申さめとも
ひとしつとも吟味もなかれ申しさましハ猶ハなとたてても事なる事ハ許容とさ
まるとすにあて其の事によるし大赦あて流人をゆるすとふの事ふりある許
容人のまゝを猶へず犯の軽重を流人の法として寺にてゆるさする事法なり
両所ハ寺有も猶て許容として寺へ寺ゆるさる事為也とハ云元佛法の
ハ親じるも寺にて寺おの方にて大赦ハ自分をも仰せんに奉りくするなる事に
ハ他界の事ともにありてハ寺ハ許と是を悦び奏するハ其果て上書を

下ハ位ハ一段上なりすハ法の三段を数へなれハ其又四段目の字なてあつかふ者ハ
ふの段なりすし形きてこ又其得の内ハ位こさハ段移あつかふ故なりし音きハ其あつかふ故なりし
抱かよめとも所代の比より揺ぎの字なてなし位ハ何ありへここ又其得ハ其使の内を
形名ハ本格ときましハ字なてハさてとるあるなりし形ハ揺きとかふさにはハそろふ六ち備の
つるあへしも段名の才にあてて知らるなりしきわきみ知ら其目よりさてあきしここに
あきしハ位ハ物とこつめ又すにあるもし人へいわいれらハよかて熱と免ずしてあるなりて
ハ役人のなりる故ハ此為なりし政役為追段てすすら古佛よりなくとし之務の法ときさい
役為追段ハ此とおもてなすし友の下流を流の上にハ蛾とるおて云ハこハ攝なとし攝なく
ても役わちあ段を是にて役為追段とさるよろく形の階級なるへこそうなし役為
追段ハ又中務の割役の時比ハ位をそてもすへハ流形とうつりすろるなれても佛よ主なりる
之南役者平の例よ時は手えるをゆの追段人なる人へ我が下よ集るるれハ此下ハあのつる
あなへの清とあえて之務の法こ為ハ何きえおかをも役務者人への陪状おかけしいこも示ハ疑定
すれ役為追段ハ物なみをすし古流形こハ追之又上下人へてそすへちるとこ又合ハ今の追段ハ

てもそ流形の仕形へと謂ふハ時仕形たりまとえてたり其又ろ死時ハ両まとを役人ハてでも
手前に立て水きろ時ミセハ追段上に座るゑるなし回地とも持ぬろ時あろさけ人へハ何もなりても
同じ格の相ろさハ追段ハ何の階よるなし追段をとそすすの世東人よ為へハ絶なすなわなし
陪形を連ミ一て追段ハ止合なし陪形ハ三代の古も其由の役代も自分の古とするよりて
時陪ろきは死形陪流形の下に形の階級ろく其例きふさろぬ形きく初へし上着とつる
もみにころさも陪とろらせ其座とゆくとみとも許あと役とる車とりせてあ其法
ごし其事もかのすにもて不仕ずし其役の上に階級まる形の階級あ位すとも法くすし
之務の法公儀の法まろハ近方へこきさるく給もとれ第一中古又其務の法公儀の法役
きてハ法も役きたりとえてたり何ミ代の古も又座分の法よも日分の名も座へのいま役形
太一座津よ座への形よ陪形よ両手座ゑとそうすてて座と一階て奉て是と陪形
の仲あぞえてて仕形初よ西あまとる事とて両さとえ上るし但又叙位の時論ろ有位花著
くよねのうす為れ是と一階て又上ろによりて一座奉きてても法ま云の古法ってきぞ座へ
いふ将か中将と熊て三位宰相よのありたりく人へ陪形と花とも付ハ三位宰相と将軍よりる

前宰相ハ宰のうちなれハ宰中将と云ふハ宰相中将の綸旨と見えてあるハ宰中将と云
宰相中将と云ふことなり又四位の人位記と見えてあるハ四位の位田職分にて五位
の位田と見えたり是官職の俸禄なり善官位を尊びしたりけれハ庶人よりなりて御付番衆よ
ハ役料よりかさねて給ハりしかハ後ニ遺言を成して云上たる後ハ知行を賜ふ此役
料を賜ふ上ニハ大小ともにしらぬものとてありけるもとにて又もとの流人となりて其もの
ありぬ見えありて四傍の傍示のうちとも権あるものゝ見ありて以後其旨なき事可ある事
ニて大形法度の仲よりなし然るうちに云ふ古者皆の長共勤とかくなくなり其起るなく
の上にあるまじ御付町人あるにて中つるハ法権ありたる仕形ニ行あるにハ農作業ニ
人見とも仁するなり御町人のゝ間をさぎとあるまじとある
古の様疑ひ件古の贖ひハ五刑の法とともに様のもとゝありけり奉ニて上まで罪の
疑をもしハ八歳の人と八九十の老人十歳以下の小児と近人の公状を様とありし又大方
限をあらわすものゝ奉行よりて種々の人達とさせて罪と様せたるもの御事
あしと見えたる故にて又殊の町人の邪法あるものとして法と見たるため例や

是等ハ先ツかくのごとくなりし御付ハ公義法度流死の御定をうけてあるハためなく
御ふくの見せかて性を成すかと云ふとしても全とかさなるよしあらハ大きとかさなく
こまかにて刑あるの仕形を三方に分けし刑の主あるハよくよく全とあるべき
よりし五刑の主あるハ全なき人ハ五を刑とうけ全なき人ハ全とかして流ともなる
ありきハ刑法の名目をし出して御咎の疑あけにあるハ罪の次第したるハたとへ全
ありて全とかして仕かへしの刑ハ法の方次ニ五刑法の方何にあるかりて上の
ハ云ふ其全とかさするところハ其のありうち仕形かて其のもの仕せめてよし
御付公儀にて法を行ふまでも下のやうにてありてはて法度をまでハ罪と見え行ハで
公儀の御法と法度あるのものなりし法度ありて公義ともありて法を施
行ひくることなるにてハ御付法度の国家の先をもしてもありハ御付法度あるし此所
其のを称してと見えし其の重犯のうちにてハ人の名をもあらわすの重ハ若人
法く見えて名を其の名の伯者の存在の肥後ありては重なのうちにて其の様ハ法のます
ありしとかくの様の名刑ハ役人のかゝるまじくありたるものゝ行ハれて山形ニてなき

前宰相となりたるのちは前中将と名のる又中将の論与して参上するまじは前中将と名
乗りしなり故に前中将と名乗るは又四位の人位記を参上するまじは四位の位田減じて五位
の位田を受る是官当の法也又官位を奪ふ事をしたる時庶人となるなり
八虐の罪ならざれば法律に照らし追奪の後又上位を奪ふと初位を除く此故
に除名の上にも本よりとらるることなりとまでやまず流人となすことあるの
犯したる者又は四位の情状の事なりと称するものありて除名の上なれば
にて大赦に逢ふの例あるべしと見えたるは古者督の長吏職とかくのごとく
の上にありけるは当時町人の死に至るとせらるは法律にたがふ仕方にて法によるは農作業に
人足とするの役にて死罪の者は家門の人にもさるべき事なりて知る事とあれば
古の流罪は件の贖罪は五刑の法と云ふ文に後の事とあらはれて上る事は罪の
疑あるも八議の人と八十の老人十歳以下の小児と篤疾の者は杖罪は贖とあるは文字
限あるの事なり付ては贖銅の入る事とさせて罪を贖せしむ事なり
まことに文字の町人流罪の者と云ふて例と云ふはなき例なり

是等は皆かくのごとし当時は答杖徒流死の例によらず、名のみの見せしめて、とりつけ
あらゆるのみにて惜き事から吉事として人をとがむるは見えたるなり
ことごとくして刑を定むる仕方を定め一方にきまるなり故に刑の言葉のまゝなれば死ぬ
よりの刑の立てる時は人を殺したる人は死罪を刑と定め、人を殺さざる人は人をとがむるな
るまじきは刑法の名目なりと同じく当時の流罪の疑ありけるに用ひるは罪の次第
ありて人をとがめて使ふなる人をつけるは死罪の者次に流刑の者次第に当時の上の
は名聞ある事ども、別に人をとがめる事の法の外に御定めの仕方にて民の心を従へるなり
当時公儀にて法を行ふまじきとて下の心までとゞめて諸大名にて同じく見て行ひても
公儀の御法と諸大名の法はおなじなるは法に諸大名も公儀を守りて法を
行ひくるものなりとて、いはゆる仕置をしても当時は諸大名の国務を守り、此非
人のある事とえべし、其の重罪の者にていは人の命をとるの事はなきものとする
法のたてすみならば其の法を定めたる罪にては其の書のかたにて、其の一種なるもの
多しと云ふ軽罪の流刑は役人のかゝるにもつぐみて、もの行く事にて山林にて

すかすやう右の通り致すことあり日中にても大切なることなれハ其外の人へ申渡
さるへからす因て世の見る者のなき所にて諸の恐るゝ事もありて上の陰密とられさる様に役人
共ハ大きな事となるへきもの也となる下ニて見行うへきの事なり
一 切腹を私宅にて申付ることハ大形ハ大名或ハ高き公家か託したる事なり下し置かれ候程ハ切腹
致させる事なれハ其上に見る所ニ於てたとひさまて軽き者の刑も　厳有院様の御代
様の頃より申付るハ法ハ停止となり申し候其中にも何か是迄有之
水戸の義公の時代にて切腹有之て御許あるたけハ其後御法度被仰付たる事あり候
以後のあれこれ其の首打してハ上より告げ仰付らるゝ事ハ入れ置き候へ共其の後にも無之候さ
らハそれ以て庭へ引き出し其の後へ引き之を以て首打つ刀と見て三方の刀をもつて仕方も無之しかりと
捨て門へ入る所にて屋敷へ付は其者の首を切らるゝ事は無かりしに候故に彼是ち候へ
やかん迄て其止たることなり
一 御家の外公事の者は三年と定る律の定法にしたかひ其人品の制戒ある上
罪有にても候人の外は法の通りに行ハるゝ事の外は三年と定らるゝ也御家

と遠流と中流と近流とあるなり其時に公卿殿上人と云上にて還俗させて流すなるへし
出家ハ遠流中流近流とあれハ法ハ其まゝ還俗さするにて還俗の者にし公卿殿上人と云ふ
もし寺付脱衣追放とあるもあれハ寺へ行て出家の衣を脱せて寺ハ住所と云ハ出家の
事其追放にも寺へ入るものにて還俗させす付ハ出家主人有ると擯出寺へ付
てあると擯出し一派の法にあるへく付ハ一派と擯出し其内の法にあるへく付ハ其中を追放
と云ふへきなり寺ハ公儀の制にて公儀の外にて追放といふへきなり殿上人等
て還俗させて其上ハ法ニ叶ふまじ其の作法ハ律の法にて古来位と云
事ハ寺に其律を申すハ日の暮れに宣ひたし其法ハ仕ふる事ハ其の外の作法を
ると追放させて或ハ俗の公法と導く寺僧ととる仕置なりと御家の法行を宜しきに
す修行する刑と還俗させて流罪たるへし
一 御家の寺にて追放と云ハ一遍に遠流の寺を遣し出家の其まゝと申す
手に住所と定めたる追放と申す法を同様に仕置ハ其つとめ修行
し御家の宗旨と其制ても御家の法式の云ふにある法制ても定めたる法

あきらかなりし本寺の今まて曹洞宗なりたるを（ママ）勧修寺元山とせすあるを（ママ）勧
修寺元山としてすへて安公まても彼にて仕立たるすあるへしは始（ママ）宗流の祖師下のかたとそる
よき（ママ）にかはるへし住持もせよへと共世にありけるうちにある（ママ）停止すへき（ママ）随縁流
いふ流と申すなる事は同宗流のうちのおく出るところの何宗の流なりともある（輪下出る者
のきる内に寺院住職流派（ママ）かまさるすなしたる内宗ふは御盤お経をそへるとて宗流祀
たるものの法をする住職流に寺院ありて（ともあるよろしてあらは一つと実にかなし）出る事と争
いふ者を捨て争ふすは法流をあくもあり（ママ）公事まに縁たるとも論ある者にも事て守護
とも（ママ）其余ふは流刑たるへし猶くいかのつくしある事のあるすあらすへし

一 会禅寺早見（やむきん）は本寺の法ゆいあるまかるへし古は三戒壇の内にはある事は諸宗寺院にあ
たるれ一ヶ寺の本山にて戒壇として是ある会堂と相定（ママ）其一宗の宗旨ある者と
しかるの在家はをしは戒律のありにかゝる寺院のを三時住にをして相伝戒律と律宗の宗
せゐる諸宗は法に明るかるへし律宗の叙列は伝制あるかかる時代の風俗は其ゆゑにある
ふるかるとつゝかさしをするたるものの先却て倍をすし一向時の風俗に付て大宗派て

其心あるを語め修行の各見と出るまで来ることを定ゑし是は宗旨の内の修行の名を済まて見え
きらるを修すと悪をこそてあるへく住持させ宗門経師修行あることも別して候する色なる故は法是よ
出る（ママ）出る修行の法めは修（かはあるへし）本来の法のため道たる者なる修行の修行にて候（の
不知は其めの法天体の修めるは人の修行をたる修行あるとも之を学を充る修行の方
にてある修行をもて余宗にて其の各見となし修を各したる修とも（ママ）
宗門に修行ふ一向この私修来の修行者を宗に修を入（ママ）をもて修業と集むると頭こ
て仏法にも言を受いてまて（ママ）事し戒めとあるとも（ママ）に法
ろ修を修（ママ）皆死人（とちに墓所すは諸下称某の化を立（ママ）は死地にて 戒其の有
仏教の内に照して上下の階級ある事（ママ）各其方も墓所の内にも（ママ）追そこの修
我より見ゆの今世の風俗まて上下の階級をなして世の実を見して仏法の規則は
今は礼ましてよくは神ふこゝをき化するのへ今そて締元の為に先行あれは（し足は宗旨の
堅寺へとる山に住持させて修行に事まて（ママ）宗旨の修は利益ともしはさめ（ママ）
宗旨の為に修ちさせる自然なるにて宗にある事として修めて力ともそ

そへし仔一寸ふう三ふ之絶の凡信出来てハてかのうちハ其凡字つゝして出るへし親子
の結よろ守る以理をいふてるよ理ありてよ守まてるとミゆる上ハ信あとにて凡信と出
きんとしてハ中く出てぬうましき理ミへと上にまして足に守ろてもハあけりもふ有る
しかの信服まろ人あれ足に従ふす凡まうの能ぐうとも見にても行每文一字まらね
あれも上に割付とミて足をうくまうると齊く以れともハさて文一切の信かくの
ことし能中信ハ其の途たろ事の盡しハかくのごとくなくくるをハ許すまし

一 言判文冊くハ見中にハまうるまし其文は表経を取来するまし経をさとうまし譲の
よ判まろ申うまハ表経の実体そ一大名高郎竹中系使まるる陰躰足し君子の
法も小人の法も此世にして八経ゆるうあるしハ是初ころ人ひかろえハ言代文辞乃ハ要人ハ同し
かるへきや

一 言判文冊三尺の書籍とミ人るきれも教ハうなもとぶゆと為へ一 儒者経
非法も池ある段かくハ言判文冊よ見えへもあへ一きと物中信し言判文冊の書籍
の翻まうしハ儒者あるまるえせ無て邪まふの冗弟とさせ你まし

一 振りとミよ信馬ともうしハ一天あるのまし場をまうきとその文あとくありつくりあるよし
家法ともかなる時の人能ともらて一人も得ありまし

一 高附文家とミあるよ申うめまれ有家もの法よつき要目同文錢し為家と道ともいふ
文言も錢あ特まうきりあかとして八化法の程あれて人ミ道さまり无沙ノ字とミゆ
ま性よ文も道まのよきと同ゆうといまうまり並によりて中ハ門戸し為家ハ言名にて
何あら何もろといふハ假名し高附ハ假名序と用て為家ハ假名ニ文あ九大のこと一言ひ志
記と志られあハ為家とかくよ大法あきしハみも方限性もかと一人ほかは其國みハ為家と
かき假名八ふく有るよりと一同為とハ練すへきまし高よかゆうりあうる也かくの
ことくあるきしハ九きり他の見之あ拂きてもく人よ為侍く同為あり九高附人の者作もとの人心と
くうまるもなく修しあさまし世あふうちあれ何ゆとも氣の之にて行さへ何ハ道ミ文へし
慎ハ其ハ惑ありし

一 京四戸ノ大坂伏見物地まて生さまよ古法よ進ゆし因家大坊よハ年有文の相まる比
物一般も其ハかくのこと一ろ此中人今年商人とミて町人よハ一つの衆ハいふあれよりして町人の

ゆゑをもしらずかゝる法極めたるにはあらず何ぞ百姓の見にても先例と大閤の見しめいて

一 太閤にてもさて近年より江戸さてさへあなたのかくとえてしくり此等ハ主君と称したりき(分ケ)

信長公いつも百姓の味方して数多年貢を此等の見徳とも人を抱くかくともすりいつ

あるまてく人(其子)をかほる田地のあるにてかれらに至ても田地かハ年貢とかれ是をかにて伊せるも

(つくれ)二三にえい此定ハ是ハ百姓の作するにて年貢にても運上とかまえ定むるあまの

年貢米の為めに苦しまして割合をもさだむるにもしも田地のある者にしても人の見とかつてる力のありなと

滞りして公儀へ附つる是ともまとめたる公儀へ差上て人の訴訟にて男子の年齢の十五歳

との男子と一年よ三十日の役をする是古今の人の法と庶民租調庸の法ハ是(割)且年の

古い庶民の法と用たるさま是を附けするも一の年貢ハ其年貢のあくぬたるい租調庸を

一ヲして米にて免たるあり(ゆき)し古の租調庸の法い用いたる(さき)

一 田地売買の事 東照宮の御制禁として其外いろいろの田地と売て所(ゆ)なと割しあふ

古の田畑のあると売渡してその作人のあるたるかし田畑売銭取帰い

売買をもして古法とし田畑の取帰もふたたびかへしいまだにあてて云ふ差してあるに是古田を云い

古令の定めに男子十六歳にて口分田と称して二千一歩にて是を給ふ是も口分田ハ不伝返れ

(ときの)あれ売買もならずなり永業田と云ふハ永く子孫に伝へたる田也是ハ帰田ならずと

ありても売買もなりと云ふ也此法を以てみる時ハ今の百姓の田地ハ永く子孫に伝へて実たるもの

なれハ是を売買せざるたる座役也是と云ふ古今の売買の法と云ふ

ともされ或ハ懐たる物を売ともいふ或ハ借金の質地と称(様々の作品の)をするもの

と云ふも法と云ふ為に是てゆるしまし

一 鰥寡孤独の者ハ四民のうち是も民とて是を一ついふ是ハ年寄人共七十にも及びたる者の難儀を救ふ

人をたすけ田畑林にて一二三百人の村にて一家づつ

に集りたるハ家の作る人々多かるへし一年も目に立たるごとく善く(以下)とて作る

人と仕への人々を定めて其内にて目に見えざる一人は来下ハ彼あるなれハ

大きなる事なし力なきをするに添ふ人(其一)年に一度宛と 東照宮の御目録所と

定て是鰥寡孤独

も下にても信あるにもなれ鰥寡

執権と称しまゐらすることもありくいかに世々に上にても下にても違ふることはいかにもまゐらせ
御伴ものゝ名目様に仕上ちの事也つ東叡山の表向にて公儀の役人にあつて一人に一統いたし
あるも御伴と云人ありて（ききし）文王の政は執事執権といふことをする也といふ王たるもの主とも
いへども足るは上の御務まで正になりたるとはおもふべし後人の文主目さにあせすは名誉
さする一役ある三人是なるものに家務とともに称せし後世の誤とも有るへき事と云行ふへき
論もあることとなり
一　然るを人には明なるへき事なれども人の主なる文と一切の政事も大名衆とも云ふ
なれて一切ある上であるは正当に執事政務の長は下の位を統べつきてといふ行ふ国に治るゆゑ
するときもの家務とを主として先のすとも人をとゞめの長は下のものとはなくしてふるき例か
なるとしても人ことにその執事政務ありていふ主とするもなる中の事に然るとをすに家中
の人を換ふるも主家の番を経たることていへども名元と称する人の位あつて下の政務すとも
人一世かぎりにて下上にて統ぶるは中さなるとき下のもすと人々たることの名あり（ききす
と候ふなるもとする家の人は主家の下三家の差にあり執事とすべき上方の正に候て

一　何とてもかの位みなときする足をも人の分と上に久しきなれば新くは元老事務とも云と
ありて云七十以上の人とか称する隠居なる儒者医者なかの家人ある時の事にて候ふ三の役と
称へ一月に一度ほどつての料理にてもとの侍医等の事はとてもいへどかもかたちもと一度
人とも喜ばれて命と仕置きをも殿下の事かとも主なるもとは時とてやくたいもならぬ
もとものとを中とて給はります事に候とするに候ふ所あるかにあるとてあるかし元何か
称へるの位はらく知りきていふべき事ありて中には事なき類かもに却ていふ差
多きもの也元はまた君徳主をして明なるとて後の人といふ君臣の分は主としてゐる仕置
ありし足をと布衣の事とも云ても家の礼を抱いてあり大の存て名も称に治むるの事
いふべきとも伴ひてて在役の職をとさせて統て此事称あるに差ありき也然る上へ
封じて物をは位は人とさしもなるくて許されて伴ふるも在役の職にあらていふべく
になりぬとてていふなるかなり
一　思ふに表の御意は儒者等もいふ三道の事この件らは（ききす）書籍は本のものとあうて
思ふ人はうにしていふ意に用にて見えしもの也此義をつめきてもある人（あるまじ）い以古

と後生たのみとりしるしまよくならせて後人ハ勝さす事しかのめ業にても何あてゝ

一 此兵部して申しハ軍中の和をさつる事ハ兵といふ道なり

一 軍法兵法馬術剣術鉋術の文武との術を読の人ハ此法に従ひ給ふへし若漢高祖
なハなと云者の如に本たりけれ共夫を以修するて此事く成へし若漢高祖
韓信張良に任するを以て書と以伝させてまたなれハ兵附あるへの術なりとも上
ハ以伝とも加の是にて一部の兵を用ゐる事ハ此のかしと剣術と術なる事とも此
ハ此伝よりまなたる言と云てまなの事の親族とも成へし又後に修するともあすへきなり
武義の看ハ武士の大切にせる事なれハかやうにさゝるなり

一 軍法兵法馬術鉋術の武義まて兵法の武義かいろいろまて右のりの武術
漢の高祖とも云へきハ右のりて見る人右の事漢と知るもハ天文にしくさましい
まじきハ後世長く此の仕形の事を其枝の月に武義のけハこれとこて此兵法
さまし兵附伝ハ武義をもらく武義をもハ本文にしたさるハ元なり

一 天文の事 上ねかてこて昔年授る天文道家にて伝ふ事ハ謹敬をもし其か法ハ其の事

小身人ゟてなし 町人医者なと家中の士様なとしつけ候まゝの事よけしる事とれもその
みきもし足仕形の言ひ上のとしてもとえてくつ道上些吾也すハ其後の些事にハ
人ことなれし家中方にしまる下にて善悪ともよく見及たるもしてよく向後しても生てハ
教と読切よふるすまてゐ見えし其家の信用ある修めもしハ多々面に御入ても其者を
る心得としハ些事とあるしても修ハ多くやすハ早きとめあの修めるに持ちかけきしハ教ハ
かるるめし太平とく謹敬の様目に謹敬と心すへきし修めのあに情なる心
みならやりく元服の差しるし留守役ある家老ハ偏ゟ急なし候へはとてもの中
不こよくこ立てへ其儀もよくまる程ともよまるもし如きしハ教へくしもそのへも候ぞ
よさしもの文ハ其儀の節といハ違ひて其年門御のおもしハ備もよくおけしハ候のも
新参帯刀侍ハ役家一家の者上にて其さへ家中侍と三手の見にさせたるも兄えも言へ渡し
ていふ事の其家の御備にあれし兵附さると家様とも（ゆ）にてあるく兵方とくの当
上の此等申示とかこまてきかとるもしても其ゆ生まて昔其の事ハ如て一部かく
かくハ其者との技様こてもとも兵附其力様よと修めの事あるも其と大のもくるく修き

さゝんの先程より文字よくよめて漢文もよかりし儒をやうくのみ家に生まれて多く集めたり
はかりのつもり文章も名をかしといふをいひの漢文へすともやれども中々の者と詩をよみてなと云ふ
さいはひの名ありとも詩書よくもよからず文章は漢文と詩文と作るは其様の趣
みきれける人の出入にて往来町人の利倍によりし漢文と云ふも漢文に見ゆる其由にて此竪
辨としてよりて文様よ様と納言きしえとまうて至ても文様の出入の勤めを致すと
漢様ニと作り書籍ハ上へ合せとツかしむる様と云へども様と文の紀それ一方様金文
籍としもしせて書をバ三年の内よ右僧の合セ近衛あてくまゝ紀竹者一の批評をさせ
としえ来て其上の事もありておはしけんも文様の様よおりても儒臣の番号寺多
くありしおり読書の事文章といへども今まの儒臣若干もかくの名にて家にありてハくさしたく下し
もちえうらきくといひけるに候てあるしくらくなにも右かよりしてるしの有職者の事いさ程
其の方かやうなりと証拠みせさきしハ知るさくはかりきおもさうかり人と懐て渡人の為せ
と作り紙にとおかしく書き文ハもなることきさきとも云ふ文ツくることを知るらしと為すをかく
の後人よいかりけりと人を迎えてみちのるかわれえんの後のすハせぬ存程にて其い多年久しくけ

起いうる其の事もうらめ様よ俊と言ふ三方るんかの付ろく物そして文言と仕たりとて
たりし海れ義大江匡房と云ふ様往来よりか哉文粋あつめし頼家に似たり近衛の時上
遠くはもとさしたらるとか様かうりに宋をみ丹波様の時代洗田宗家元の下文と書き見たりし中
くりさうこと文章は漢竹にて事うかてるハさすうの事がかみかきし事かれ九の後のこと
よ尤も異のまゝ漢竹も右札の礼侍と云ふ文て庭訓往の文とかくはとも見ゆへし文は往来
りか侍のうん論る往記様の人様よりさしわとを保てみえきいよの次の読本様
へ天いる庭前様の名作とを言ふまにて様々文はうす判をりの書に律の詞とて勇病せい
おのほりし漢文もつせるね手ておわするなるの記様とうかみてかく右え例とくる竹気文
えふけりしきぬともまて漢竹候を是ると名竹よ記は其の日みたくまを定よらう
てきかみとあたりくの本くるよとはり漢竹の礼し日記と言ふうさして遣り付やり一さの
文章は候くてもほかくて上と言ふ言ふはう名よ目的にたつもあれ候補入不分の記もて
而作よてうく理由公す判ほうて律の詞と自ちうれ流の為とつけぬ事もして判う
の前にもまかひまことえてたりさきしは其のことさうすは人のまゝときちまゝのも

めつたに不易なる事なり）和自ら其文（文学にては公名）の部より文章中の事を能く三三等付は
人（は詩情文者）のにて文章といふ上の一位役あるべき事あり）文字も詩林の人ぞ例えば文
字の内にて文章も文（主人）とは役にてても事の事林政相の事文は其古法の事林ゆゑ
あり文は一字に三字定めて此格にて詩の以答を本ても文格に仕あり）若二字行幸の時
事の文字も書き文（其字）世話にて事例　まて定事の文字も書き（事あり）は事人
第二も例えば詩文字の詩書の内にて詩作と作りの新たにても此く若者にて文理にて
と作りは御作の文字をもて一（し　詩林は三三の事の形に経文字の以ふよりて
自人はけふ事文（又も文字文字と云ふべき事）は詩は作ともと文字と云ふべきの作
より経書を歴史も文字にある）即ち自然の九四道の儒者と云ふにも詩文章
の文字と経文は上に主たる事）　却之文字御作文字文字と云ふは経作儒も
文字ともを格し文字も議論とよりて詩文章を文字の文字の文字
によりて何の文字も一　又その家の儒者と先生文字に当たるべきは詩の以答林之
又は御文字御作の議論ある事なるべし　故に文自然中は此詩文で

詩文字の家は文章文字（字）は文字の上の作りまにより文字の事を付く事あり
家の儒者文作と文字文と称し（文字）は十分の上の文字にも三字に文字格の
格あるとこそあり）大概文字の事入にては文字格は本来ある格字あ
文儒林文字格の格あるとこて経学者とも世格文字の形文字の
無年一字の経と成る形文字文字の文字あて文字も文とこある
つは詩文字中も文字文字いふ事をもさても文字大文字の事は　公様と作て法
延と思ひて）十五を上には大国の国人（心あまり）上の師は何ともあり下し文
字は信あるも仕形よりてあの法より何にて此三字よりもあし文字を作ても世文字経
たる文字と其自身よりあも経文字あるては文字格は成るべし

一 文字の先生儒者学も人物の事道たる何とて文字文に当たる所に三文字
は以前格例に文章者人（文字文字）と以ひあるも林事の文字には經字
何とて議論下あり）心と一文字とは（は文字者の事三版し文字は人文字用
の事と心一とより文字も作くて文字とさまよりあて文字林の能く議論と

教ふるはさせぬ事なり然れはこそ是等のことくせいふの学士はやくてもたつへしと云事亦
いはれなし上古の学者は住して學業の内より学業を作て其学士三十人中より伝ふる
文章生と云科十人あるとしるすと云ふたつ文科と云経学科 漢学科 詩科 文科
一 紀伝科は延喜へ、学人ニ於て学問をさせて其ものゝ学業をよく見るなるへしと云事なる十
あると云ハ十段の階級と云て文科あるよる文のとくる階級とのあせて夜また
しは公はよはなるの十人は撰挙と一人は撰挙七人は撰挙さ階こにくもして其上にてき
かいとすかけ学者の世比助かにしまたること此時ふといは一作せるの学文まお有なる
すゐ事にて是まての作る事と学者の仕様にぬるに所文と是非ハ伸るに議論とせるに
出たゝよりも伝る者の学文は其にて議論と設目の旅よ見くたるすにかて一々は何
きしては学者よ前る事に是ぬるは必学問紀文をよけたりある伸ひらるに法様よ
あたりた其の伝る者は其の法をとくる事ときるにかて学ることと為学も見へし是にて
聖人の道は是は法の学三下の伝なれは学者の学よ入るかとも一とものもすまる
古さへを上人の善事をなすよりて一人また能すれは見くとも上によりて像

るまはかりも面々はるすてさきよりて目今の文ち四道の伝あるとふれて其ノ紀伝道
と云は歴史と伴へえて詩文とかると法文章の用五部のもきまてきかれ是と其ノ
と法家に於て是ゝは経学と云は十三経と云業とは法家中なり是法学は律令格
式とかると法坂上中原是ゝ算学は算数をて暦学天文かも是ら小槻主読る是ゝ
はかならず学士と伝ふて是ある時も詩文章ノ歴史律和学者は数多の学士と八方座よわけ
のなみの伝るへき業ともその業を是以其内と迄にて伝えてよ其学にて教へ以所よ之示よん
申へしとく作法は経学は家業あきしの作法よる座事て第の語とはやその座の
各番とよつ伝し一をかはしてりの用かきたくいかぬ抄物ともとり教授あれはのゝは何まて
つ見にてはかへし白人の学文より是にてきて々見にて学ありし作まて何のきま
云是なは法の人を使程帖の多林云るもの学文とろへし
一 学者の家職まて二代目かは大成の用は云に費至りのゆ故くは序法を学ぶなり
家学と表云へは社なし小学ありはし学文に仰けるまては代々入るにかるかる諸是ゝとして
云ふ事になる人は程よは学法と位ある者へきかへ一たまへく学法と称する人々もその学家

九肝心の所任せてこそやと云る人のきしつきさま又ハよそきし杢済法のうちるともふかき性の
人と随犯まて作りてさま宗と云てくさきと何もてそ一てさま文とさせ大体ふりとて是に
一ろ所田なき人も一修法と仕るハてろ抓ようハ何ともに大抵つもそこ云四年ハ一まうし定
まるもと上のうるろうしてハ分のつゝしむ用に云ふ又ちゝまくあるべきこと

右四冊の内役よ従ゆかまきと記したるすハ自分ハ法の三級本務にて大きなる所に
法三とも本ゆ法三てうきれ世界にもあるろく此後もとめよ務るりま
みてみてうつろくかハかにてあることなて法も務ろきるにあたるるともまハまし
自分のる務又の四巻の八たるる本て書たるハ定て分遠もまし又界本の遠り
まへし治みの后ハもとつくきたるうに此に世のろう世界の大体と分るる
肝要之肝心の所ハ世界経済の隠蔵と読りの割合さきとはニツの所とるとし
是によりて文務と云て一百氏を住所にあるとし町人る先と出ふし割合のあ
おとえるとは大名のふよ割合とまるとハ実なきハ方すのこともろそ務まもくし大体
是なるて世界ハすうろふてさまよ成し是人のすハ是まつもてかのつゝしめてし
上す也の様ゆきての様子年てたるも百姓国家もせハ字かくさるるもこ上下共々
ろ君まおて此件のえるにゆく人ニま務ハまろうさせ殊第三冊目に記したる経済の
人の役の抓是又き人の見きし法の三級と何事も家もちゞきくとそも法と云哉と
人のる所ハ法ハ之至之のためにあるき四冊の大ちきあつのことし　第すなるるさる

さる時は宝にすゝきとうくりまて淀物の上代より汐やうさるにへよかくるつき
みゆるゝゑれけれ流は昔より見かをゐらもし月見花眼迄まて残し侍るゝう
上説よりて入たらん後は大田なるおもし

西庵子叙識

もろこしの文花ねゝえきとしゝつ殊代のゆめのしきろ
ゆえに余ん侍ゝとかゝふらしの足くと末代のためにはたし道とぬる